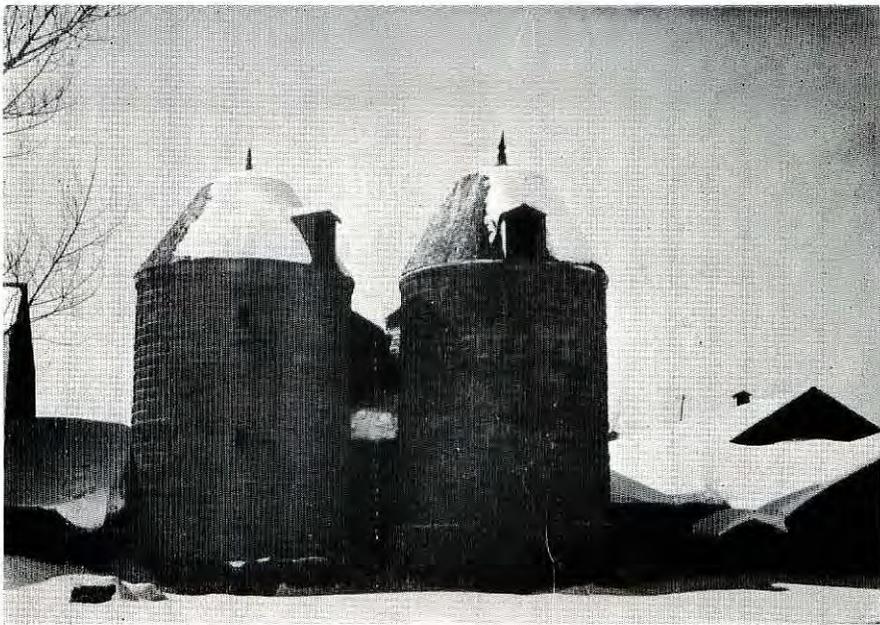


北海道議會時報

特集 第二回臨時道議會

第8卷第12号

昭和31年12月



北海道議會事務局

— 第 12 号 目 次 —

議会の動き

第二回臨時道議会	1
本 会 議	1
決 議・意 見 書	12
各 派 交 渉 会	13
常 任 委 員 会	13
特 別 委 員 会	18

予算特別委員会
 総合開発調査特別委員会
 北海道税条例改正審査特別委員会
 冷害凶作対策特別委員会

陳 情	2
-----	---

会 合

全国都道府県議会議長会	26
九都道府県事務協議会	26
九都道府県議会議長会	26

資 料

「昇給ストップ条例」の効力について	28
-------------------	----

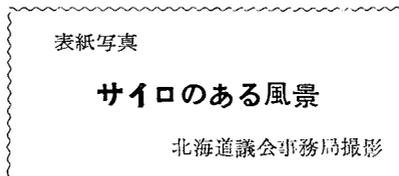
雑 録

地方行政疑義問答集	41
資格のないものが加つた議決の効力	
継続審議事件に関する臨時会招集の可否	

図書室だより	42
--------	----

時報第八卷総合目次 (昭和31・1～12月)	43
------------------------	----

十一月のメモ



田呂議員逝去

議員田呂善作君は、十一月十二日午後五時三十分急性臓炎で札幌大病院において逝去された。

葬儀は協同クラブ、北海道土地改良協会、北海道農業改良普及協会の三者合同により十四日東本願寺札幌別院において執り行された。なお十一月十五日開かれた第二回臨時道議会において笠井議員（社）により追悼演説が行われた。



追悼演説

私は、同僚議員田呂善作君の逝去に對しまして、つつしんで、哀悼の辞を述べたいと存するものであります。

私共の同僚として、多年道政のため尽瘁せられた田呂善作君は、病のため去る十一月十二日忽然として逝去せられ、先程各位とともに告別式に臨んで参つた次第であります。この壇上に立つても、空席になつてゐる五十四番の席に、今にも君が現はれて、舌打ちしながら「ニヤニヤ」と微笑みかけるのではないかと、いろいろな心地がするのであります。まことに痛惜哀悼の至りに堪えません。

同君は、大正三年富山県に生れ、幼少にして本道に移住、長じて東亜同文書院に学び、語学を専攻、その後外務省職員として、青島日本総領事館警察署等に勤務中、昭和中富良野村において農業に従事せられたのであります。昭和三十二年には、中富良野村議會議員等を歴任、混乱せる国内情勢下において、農地改革問題に挺身せられ、更に昭和二十六年には、衆望をになつて道議會議員に當選、爾來當選されること二回、五年半に亘り道政に参画せられたのであります。

この間道議会におきましては、予算特別委員長、治安委員長、農地開拓副委員長、及び水産、林務、建設、総務各常任委員、並びに総合開発特別委員として活躍、その重責を果され、一方、北海道農業會議議員、全国土地改良普及協会協議会々々長、北海道農業改良普及協会々々長等、数々の農業関係における要職を歴任し、特に土地改良と農業改良普及事業につきましては、飽くことのない熱情を注がれ、北海道農業の確立に挺身し、農民のよき指導者として日夜献身的な努力をいたされた功績は衆目の等しく賛仰してやまないところでありました。

同君は資性英邁、才氣縦横行くところ可ならざるはなく、議会における活動も各位御承知のとおり、しばしば、この壇上に立ち口角泡を飛ばしての熱弁を振い、或は改進黨書記長、或は協同クラブ幹事長として、事に臨むや、粉骨砕身、いかなる勞苦もいとわず、ひたすら道民の幸福と議会政治の向上発展に終始、貫努力精進せられたのであります。

今や、本年の未曾有の冷害凶作に際し、寒地農業の確立が強く叫ばれて、これを取入れた第二次五カ年計画の実施等、重要問題が山積し、今後、同君の該博にして卓抜せる手腕に期待するところ甚だ多し、ついに病魔のおかすところとなり、何万人に一人という稀れな病氣にかかり、闘病に長い時日を費すということもなくして、にわか病あつたままつて、前途春秋に富む若冠四十二才をもつて長逝せられました事は、まことに惜しみて余りある次第でありまして、衷心から哀悼の至情をささげるものであります。

ここにつつしんで田呂善作君の御冥福を祈りまして一言もつて追悼の詞にかえる次第であります。

議会の要録

第二回臨時道議会

第二回臨時道議会は冷害対策を主題として十一月十五日招集され同日開会、冒頭故田呂議員に対する追悼演説を行った後、知事の冷害に関する説明並びに提案理由の説明が行われ、翌十六日は休会して予算審査、十七日には予算案外各議案全部を議了、二日間の会期を残して閉会した。

本 会 議

○十一月十五日 午後二時五十一分 荒議長開会を宣し、引続き開議、会議録署名議員の指名の後、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、議長より道議會議員田呂善作君去る十一月十二日逝去につき弔詞を贈り哀悼の表した旨を報告、ついで笠井議員(社)より田呂善作議員の逝去に対する追悼演説を行った後、日程に入り、日程第一会期決定の件を議題に供し、会期は十九日まで五日間とすることに決定、次に日程第二議案第一号乃至第八号、報告第一号乃至第五号を議題に供し、

第二回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件 名	議事経過
一一、一五	一	昭和三十一年度北海道農入歳出追加更正予算	一一、一七 原案可決
	二	昭和三十一年度北海道地方競馬費歳出更正予算	同
	三	昭和三十一年度自転車競技費歳出更正予算	同
	四	昭和三十一年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
	五	北海道起債に関する件	同
	六	北海道起債議決変更の件	同
	七	中小企業維持振興資金貸付の件	同
	八	昭和三十一年における冷害による被害農家に対する米麦の売渡に関する予算外義務負担の件	同

報 告

一一、一五	一	専決処分報告の件	一一、一七 承認議決
	二	専決処分報告の件	報 告
	三	専決処分報告の件	一一、一七 承認議決
	四	専決処分報告の件	同

知事より冷害に関する説明並びに提案理由の説明を聴取、午後三時二十三分一旦休憩、午後四時三十二分再開、議長より日程第二の継続であり質疑の通告は無い旨を述べ、ついで和平議員(労)より、議案第一号乃至第八号、報告第一号及び第三号は慎重審査の必要があると認められるので、十七名から成る予算特別委員会を設置しそれらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

- 桶谷 利男(自民)
西島 順三(自民)
増田 信一(社)
児見山 増夫(社)
堀野 重平(社)
堀野 吉一(自民)
西野 政雄(自民)
沖野 政治(自民)
泉谷 順治(自民)
大久保 和男(自民)
渡部 勇雄(社)
橋本 正誉(社)
高橋 石松(協ク)
和平 千治(労)
朝日 昇(協ク)
笠井 幸衛(社)
本多 吉江(自民)

ついで報告第四号は総務委員会に付託、次に冷害凶作の御見舞金御下賜に対する御礼言上決議を閉読の後全員起立の上決定、次に日程第三冷害凶作対策調査の件を議題に供し、笠井冷害凶作対策特別委員長(社)より、調査の経過並びに結果について中間報告があり、次に教

一一、一五	五	専決処分報告の件	報告
-------	---	----------	----

議員から提出のあつた案件

決議案

提出月日	番号	件	名	議事経過
一一、一五		御礼言上決議		原案可決

意見案

一一、一五	一	苫小牧工業港の築設予算の措置に関する要望意見書		原案可決
-------	---	-------------------------	--	------

陳情

第二回臨時道議会において冷害凶作対策特別委員会に付託された陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

文書番号	件	名	陳情者	付託委員会	審査の結果
571	冷害凶作並びに凶漁による中小企業者救済措置の件		北海道商工会議所連合会々々長	冷害凶作	経統審査
572	冷害に伴う商工業者に対する融資措置の件		上川地方商工会議所会長	同	同

育長より、小樽市湖陵高等学校焼失に関する陳請並びに報告を聴取、次に日程第四陳情第五百七十一号乃至第五百九十二号を議題とし、本案は冷害凶作対策特別委員会に付託することに決定、次に日程に追加し休会決定の件を議題とし、明十六日は休会することに決定、ついで十一月十七日の日程は当日通知する旨を述べ、午後五時六分散会。

冷害に関する知事説明要旨

茲に、去る九月二十一日開会いたしました第三回定例道議会以後、現在までに採りました冷害凶作に関する措置の経由について簡単に御報告を申し上げ、議員各位の御理解と今後の御協力をお願い申し上げます。

今次の冷害凶作による被害の甚大なる旨を聞召された天皇、皇后両陛下におかれましては、被害農民に深く御心を寄せられ、十月十日御見舞金を賜りましたことは、洵に感激に堪えない次第であります。ここに謹んで各位に御報告申し上げます。

また全国各方面よりはもとより、広く海外からも温い救援の手がさしのべられ、数々の御見舞と御激励を戴いておりますことは、誠に感謝に堪えないところであります。寄せられた救援の品々は遂次被害地に急送をいたしつつある次第でございます。

一方、政府におきましても、十月十八日高崎農林大臣代理を派遣せられ、また象参両議院並びに自民、社会の両党においても、それぞれ代表議員を送られ、つぶさに悲惨な現地の状況を視察されましたが、相次いで来道した国会、政府並びに各政党の各位におかれては、いづれも被害の実情を深く認識され、対策の推進に夫々格段の御努力を賜つて参つた次第であります。

道といたしましては、道議會議員各位の御尽力をはじめ、関係諸機関、諸団体の御協力を戴き、全道を打つて一丸として対策の樹立と推進に最善の努力を払う一方、強力なる中央折衝を間断なく続けて参りましたところ、衆議院においては農林水産委員会、同土開発調査特別委員会、参議院においては議院運営委員会が開催され、また自民、社会両党においても北海道冷害対策特別委員会が特に設置されて熱心に対策の樹立推進に当られる一方政府におきましても、内閣官房に各

588	587	586	585	584	583	582	581	580	579	578	577	576	575	574	573
函館市における冷害凶作対策の件	東旭川村における冷害に伴う財政措置	千歳町における冷害対策の件	紋別郡地域における冷害対策の件	網走支庁管内における冷害対策の件	網走管内における冷害凶作被災農家救済対策の件	美幌町における冷害凶作対策の件	知内村における冷害凶作対策の件	十勝管内における冷害対策の件	足寄町における冷害対策の件	浦河町における冷害対策の件	救農土地改良事業実施に関する件	様似町における冷害凶作対策の件	冷害凶作による学校児童生徒に対する救済対策の件	冷害凶作による学校欠食児童に対する救済措置の件	冷害凶作による被災農家に対する救済措置の件
函館市冷害対策委員長	東旭川村長	千歳冷害対策協議会長	紋別郡冷害対策協議会長	網走支庁管内町村会長	紋別商工会議所会頭	美幌町長	知内村長	十勝町村会々々長	足寄町長	浦河町長	空知支庁管内町村会長	様似町長	根室中学校長	名寄市立名寄南小学校長	北海道市長会長
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

省をもつて構成する北海道冷害対策連絡協議会を設け、本道冷害凶作の事態に即応する諸対策に關し、関係各省間において必要な検討と調整が行われた結果、去る十月三十一日の閣議におきまして、対策の大方を決定いたしました次第でございます。

その概要をここに申し上げますと、先づ救農土木事業費については、総貸金所要額を三十二億五千万円と決定し、このうち全く予算を伴わぬ民間事業の三億五千万円を除き、二十九億円について、既定予算公共事業、国有林野事業、国鉄、失業対策事業並びに道、市町村の単独事業等で充足を図るほか、新規に予備費より約十一億八千七百万円の支出が決定いたしましたのであります。

また、被害農家に対する種子確保、炭がま構築等の営農資材対策費、並びに営農指導費及び学童給食費補助等についても約一億二百万円が予備費より支出されることとなつたのであります。

金融対策につきましても、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法に基く経営資金として百四十億円と、自作農維持創設資金七億八千万円、伐採調整資金四千七百万円等資金枠の決定をみたほか、農林漁業資金はじめ各農業災害資金並びに中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中央金庫等の資金についても、近く所要の措置が講ぜられることとなつたのであります。

また、被害者に対する農業共済金の支払は、出来うる限り年内支払の措置がとられることとなつたほか、飯米については十一月中における内地米輸送数量三万五千屯を、また十二月以降についても毎月二万六千屯を確保する措置がとられると共に、飯米の不足する被害農家には、政府保有米麦の売渡が行われ、その代金については延納措置が講ぜられることとなつたのであります。

なお、薪炭材についても国有林より適正価格で払下げを受け、その代金について延納措置がとられることとなつたのであります。

これら諸対策のほか、予約米概算金の返済問題をはじめ、国民健康保険事業に対する特別措置並びに起債等地方財政上の諸対策などに関しましても未だ決定までには至っておりませんが、これが解決には今後とも鋭意努力を傾注して参る所存でございます。

以上の対策のうち立法措置を要するものが、現在十件程度考えられており、目下開会中の臨時国会に提案せられるよう、政府、政友関係に強力に折衝を続けておりますが、政局の現状から、遺憾ながら、その見逃しを得られないので、次期國

592	591	590	589
胆振管内開拓地に対する冷害凶作対策の件	新栄村における冷害凶作対策の件	足寄町開拓地における冷害凶作対策の件	東旭川村における冷害凶作対策の件
胆振開拓地区協議会	新 栄 村 長	足寄町開拓農業協同組合長	東旭川村冷害対策委員長
同	同	同	冷害凶作
同	同	同	継続審査

会に譲るも止むを得ない問題については、今後の対策実施に支障の生じない暫定的な措置を強力に要請しなければなりません。が、少くとも予約米概算金の利子負担の免除等緊急を要する法律案については、困難農家救済のため、是非この機会に提案して戴かなければならないと考えられますので、今後ともこれが打開には一層の努力を払つて参る所存でございます。

次に、応急対策と併行し、将来にわたる本道の農業経営の安定を図る上から、今後の冷害恒久対策の樹立推進は最も重要な課題でありますので、目下その具体的な取り進め方につき鋭意検討を行つて参る次第でございます。

私といたしましては、本道積年の懸案である農家負債整理、農産物価格安定等経済問題と併せ、農林省、北海道開発庁をはじめ、北海道開発審議会、北海道農地開発協会その他農業諸団体、農業試験機関等に広く協力を求め、今後検討を続行し、本道農家経済の実態に即応した恒久対策の樹立を図つて参りたい所存であります。

以上、応急、恒久両面に亘る諸対策の経過の概要について申し上げますが、現在既に越冬期を目前にし、苦悩する被害農民の生活を救済するためには、救農土木事業の強力なる実行が焦眉の急務となつて参るのでございます。

救農土木事業の実施に当りましては、二十八、九両年の救農事業の実施状況に照らしましても、適正なる配分を行わなければなりません。が、事業量或いは実施時期に幾多の制約があるほか、事業主体が極めて複雑多岐であり、且つ対象被害農民の地域的な偏在等よりみて、その実行には非常に多難な問題が生ずるものも存せられます。

私といたしましては、この場合、事業と被害農民を結びつける調整実行に当る

最適任者は市町村長であると考えられますので、市町村長が中心となつて各事業主体間の連携を図り、現地の適確なる救農事業実行の体制と方法を確立することが最も必要なことと存する次第であります。

また、被害農民の積極的な就労を図るため、政府各機関並びに民間諸団体に対し、協力を依頼しておりますが、更に現地においてこの問題処理に当る支庁長に対しても、去る十一月二日地方行政協議会長会議を開催いたしました。この趣旨の徹底を図ると共に、行政の総力を結集し、定められた予算内で最大の实效を挙げるよう努力を要望いたしました次第であります。

一方、北海道冷害対策連絡協議会においても、十一月五日第五回協議会を開催いたしました。この点について声明を発表し、農民各位の特段の理解協力を要望した次第であります。

今般、救農事業費の決定に伴い、幸い北海道開発庁がこれら事業調整の責任をもち、既に農林、建設、運輸の各省はじめ、国鉄、営林局、開発局及び道などの現地関係機関により農家の被害程度に応じた労賃収入の均分化を図るため、救農土木事業相互間の調整作業が行われましたが、目下はこれが調整の結果を眺み合せ、各事業の市町村別配分を急いでいる次第であります。

以上、各議員各位の御協力により冷害対策が急速に押し進められつつあります。これを御報告申し上げますが、今後におきましては、救農土木事業の適確なる推進を図つて参りますと共に、現在残されている重要な問題並びに恒久対策の樹立推進に議員各位と共に、格別の努力をいたす所存でございますので、何卒以上の趣旨を御了承の上、よろしく御支援助、御協力を賜りますようお願い申し上げます。この次第であります。

なお、今回決定をいたしました経費に關しましては、別途冷害対策関係追加予算案を提案いたしますので、何卒御審議下さるようお願い申し上げます。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその概要を御説明申し上げます。

今回提出いたしました予算は、本道の冷害凶作に対処するための救農事業費並びにソ連地域引揚者援護対策費につき措置いたしました次第でありましてその総額は

普通会計 十三億一千八百四十八万円
 特別会計 一千五百十万円
 合計 十三億二千八百九十八万円
 となるのであります。

以下普通会計の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず今回の冷害凶作対策の予算化を図るにつくまして次の点を特に配慮いたしました次第であります。

即ち、厳冬期を迎え越冬に悩む農民の方々の生活安定と農業再生産資材の確保を図りますため

第一には、国庫支出金に伴う事業執行についての予算措置と
 第二には、これが補完のため道としてなし得る限りの予算措置をなし北方農業の確立に資すると共に農民の農業経営についての自主的な合理化活動を推進したいと考えたのであります。

冷害凶作に対する諸対策の全般につきましては、前回の議会において申し上げましたので省くことといたしますが、当面最も急を要する被災農民の生活資金対策につきましては、かねて国に対し折衝中のところ救農土木事業等に対する予備金支出等の問題について一応の見透しを得ましたので過般来開発庁その他関係機関とも協議調整を加え被災農家十二万六千戸を対象として総額三十二億五千万円の貸金収入を確保せしむることとしたのであります。

仍ち、今回の救農土木事業費予算は国の予備金支出等に伴う補助事業費並びに道単独事業費の中前回措置済みものを除いて計上いたしました次第でありまして、これを事業別に申し上げますと

開墾費	八千六十六万円
開墾建設事業費	六千六十万円
開拓地農道補修費	三千五百七十五万円
道管かんがい排水事業費	三百万円
土地改良費	七百七十七万円
耕地整備事業費	六千四百三十万円
小規模土地改良事業費	一億九千七百九十九万円
道管小規模土地改良事業費	一千万円
耕地災害復旧費	三千百六十九万円

災害土木復旧費 九千六百八万円

道路改良費 六千七百三十四万円

道路局部改良費 一億四千一百万円

災害河川改修費 一千 万 円

災害関連砂防工事費 三千二百万円

河川改修費 三千七百万円

河川局部改修費 三千五百四十万円

治山事業費 一千六百六十一万円

林道施設費 一千四百四十七万円

漁港修築費 一千 万 円

となるのでありまして、以上の外

製炭窯構築助成費として一千三百十五万円

を計上して、生活資金対策に遺憾のないようにいたしました次第であります。

次は被災農家に対する食糧対策についてであります。かねて政府に対し要請いたしておりました政府食糧の特別払下げについては、道がこれを一括して買受け更に市町村を経て被災農家に売渡すこととし、差し当り明年三月までの代金決済に要する経費として 一億二千三百万円

を計上いたしました。なお明年四月以降十月までの売渡しについては、別案をもつて予算外義務負担の提案をいたしております。

又冷害による貧困家庭の児童に対しては学校給食費補助金として 五百六十万円

給食物資輸送費として、前回二百万円を計上いたしました外、今回四十万円を更に救済米配分費といたしまして、 一千三百二十万円

をそれぞれ計上いたしました次第であります。次に雑穀種子確保費として 一般農家分一千四百六十三円 開拓農家分一千二十万円 計二千四百八十四万円及び家畜飼料の確保費三百四十二万円を計上して

明年の再生産に支障なきを期して参りたいのであります。以上の外道及び農業指導団体が一体となつて農業技術の徹底並びに農民の自力

復興意欲を振起するための冷害対策指導費 百六十九万円

冷害に関する諸般の施策の円滑なる遂行を期しますための対策費

二百八十万円

冷害に因り影響を受ける中小商工業者への融資を促進する中小企業振興対策費 二億五百八万円

被災農家に対する援助物資取扱費 百五十万円

被害地巡回診療費 百三十二万円

自作創設資金の融通に伴う指導費 三百九十四万円

それぞれ計上して冷害凶作の諸対策に万全を期しますと共に冒頭申し述べました

ソ連地域よりの引揚者援護対策費として百八十七万円を計上いたしました次第であります。以上は歳出についてその概要を申し上げたのでありますが、これに見合う歳入

といたしましては

地方交付税 四千九百万円

分担金及び負担金 六十七万円

公営企業及び財産収入 一千五十万円

国庫支出金 七億六千三百万円

雑 収 入 三億四千八百万円

道 債 二億一千二百万円

合 計 十三億一千八百四十八万円

を見込み収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

農業改良資金貸付事業費会計において 一千五十万円

を追加いたしましたのは、冷害対策事業として、農業改良資金助成法による資金貸付によるトレンチサイロ三千基を設置せしめんとするものでありまして、これが財源としては、国庫支出金及び道費普通会計よりの繰出金によることといたしたのであります。

次に地方競馬費会計において二百万円及び自転車競技費会計において八百五十万円をそれぞれ歳出更正いたしましたのは普通会計に繰出し冷害対策のための財源に充てようとするものであります。

以上は今回提出いたしました案件についてその大要を御説明申し上げたのであります。何分よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

冷害凶作対策特別委員長の中間報告

私は、去る九月二十一日設置されました冷害凶作対策特別委員会における調査の経過及び結果について中間報告を申し上げます。

本委員会は、去る九月二十一日設置せられます。同日直ちに正、副委員長との互選を行い、翌二十二日、二十四日及び二十六日の三日間委員会を続行、理事者側より農作物の冷害による被害状況及び冷害凶作対策についての説明を聴取し、本委員会の運営方針及び冷害凶作に対する応急対策について協議いたしました次第であります。

その結果、本委員会としては、冷害凶作による被害農家の速かなる救済と再生産施策の実現を期するため議会開会中ではありましたが、その使命の重大性と緊急性にかんがみ、とりあえず第一陣の中央折衝委員の派遣を決定し、また、本委員会の運営方針として

一、冷害凶作に対する国の施策樹立を重点とし、その推進をはかるため中央折衝を強力に行うとともに、本道視察の中央当局に対しては委員が同行し、災害の実態を認識して貰うこと。

二、冷害凶作に対する道の対策及び措置について調査を行い、対策の樹立推進に万遺憾なきを期するとともに、常任委員会所管の関係事務についても連絡調整を行うこととし、爾来委員会を開くこと五回、五次にわたり委員を中央に派遣、この間道当局は勿論、関係常任委員会、自治関係六者協議会代表、農業団体代表等の協力を得、一丸となつて対策実現に向つて折衝を行つた次第であります。そもそも今次の冷害凶作は、六月以降の冷涼多湿による異常気象のため、農作物の生育は極度に遅延し、或いは障害を受け全道的に水稲は不稔粒が多出し、また、畑作においても収穫量無またはそれに近い状況を示し、被害総額約四百億円に達する甚大な損害を蒙り、被災農家は勿論、道民全般に深刻なる経済的打撃を招来したのであります。これが対策も各方面にわたる総合的対策が強く要請されているところであります。

従いまして、本委員会としては、道側と密接な連絡のもとに中央より派遣せられた自民党及び社会党冷害対策委員、参議院議員、高橋農林大臣代理、農林省経済局長、開発庁次長等、国会及び政府の要路者による被害地調査に際しては、道選出国會議員とも緊密な連絡をとり、冷害凶作の実態の認識とこれに対する要望

等について遺憾なきを期するとともに、一方上京委員は議長及び関係常任委員会、上京委員とともに、官房長官、大蔵、農林、建設、通産、厚生、労働、文部、運輸各省、自治庁、開発庁等政府当局、衆参両院議長、衆議院農林水産委員会、参議院議院運営委員会等国会当局、自民党幹事長、同総務会長、同政務調査会長、自民及び社会両党冷害対策特別委員長等政党幹部に対し、本道冷害の実情を訴え、これが対策について要望陳情を行つたほか、中央の新聞による本道冷害凶作の実態報道について協力方を要請する等猛烈な運動を展開した次第であります。

また、北海道開発審議会においても、本道における未曾有の冷害凶作に伴う激甚なる被害の実情にかんがみ、救農土木その他救済諸対策の急速実施について活動された次第であります。

しかしして、中央折衝における応急対策としての要望事項は、第一に生活資金対策として、

一、救農土木事業の調整と拡大
二、国費失対事業の拡大
三、薪炭材の払下げ
四、炭窯構築に対する補助

第二に食糧対策として

一、政府食糧の特別売渡
二、配給食糧の確保
三、学校給食用物資の払下げ

第三に営農資材対策として

一、種子及び飼料の確保
二、病害虫防除費に対する国庫補助
第四に農業金融対策として

一、営農資金の確保

二、各種資金の償還猶予

三、土地改良事業資金及び土地改良区経営資金の融通

四、自作農創設維持資金の増額

五、伐採調整資金の増額

第五に地方財政対策として

一、救農土木事業費に対する起債

二、地方債に対する特例措置

三、既往債の借換

四、特別交付税の増額配付及び普通交付税の繰り上げ交付

五、財政再建団体に對する措置

第六に中小企業対策として

一、既往融資の条件緩和

二、融資枠の拡大

第七にその他の諸対策として

一、農業共済金の早期支払及び損害評価のための事務費増加交付

二、過年度災害復旧補助金の早期交付

三、昭和三十一年産米対策特に予約米の概算金の措置

四、農産物の価格安定

五、被害開拓農家の医療対策

六、国民健康保険税の減免並びに徴収猶予額に對する融資

七、教科用図書は無償配付

等それぞれ中央において施策の決定を要する諸問題について、その実現方を強く要請したのであります。

これらの要望について折衝の結果につきましては、その大要を別に御手許に配付いたしました報告書に記載してありますが、その概要を申し上げますと、

救農土木費につきましては、道が要望した生活資金としての貸金所要額三十五億五千四百万円に對し、去る十月二十三日大蔵省第一次査定において三十億円、その後の復活折衝により二億五千万円増額され、総額三十二億五千万円と決定されたのであります。

その内容は、既定予算において七億八千三百万円、予備費において災害予備費四千四百万円、国有杯予備費四億四千万円、一般予備費八億六千万円、失業対策事業において一億円、民間事業において三億五千万円、国鉄において一億円、道及び市町村単独事業において五億八千万円となり、国費関係事業費の総額は四十二億五千万円となるのであります。

以上の救農土木事業により道の計画では五分作未滿の農家七万三千二百戸に對し一戸二万一千円とし、十五億三千三百万円、三分作未滿の農家四万五千四百戸に對し、一戸三万六千六百円とし十三億八千七百円、収獲皆無の農家七千八百

戸に對し一戸四万二千円とし三億三千万円の生活資金を与えようとするものであります。これが被害程度に應じ各地域に均てんする配分と実情に即した早急なる実施とは、本委員会として、最大の関心事でありまして、理事者側に對して強くその推進を要望し今後においても充分の注意を払い万遺憾なきを期したいと存するものであります。

次に薪炭材の払下げにつきましては、八十万石の予定数量が決定三百万未滿日歩二錢五厘、三百万円以上日歩二錢四厘とし昭和三十二年二月末まで無担保延納が認められましたが、これに對する代金延納利息については国の所有に属する物品の売払代金の納付に關する法律の適用により無利子延納の実現を図る必要があると認められるのであります。右法律の適用されない場合特別立法措置を要請する必要があります。

次に炭窯構築補助につきましては、開拓農家三百基、一基五万円に對し三分の一補助、一般農家百七十基、一基五万円に對し四分の一補助とし、補助金七百二十五万円が決定したのであります。

次に政府食糧の特別売渡につきましては、十月二十九日農林省の売渡要綱が決定し、本年十一月より明年十月までの間に定められた基準により売渡し、その代金は明年十二月末までとし、無利子、無担保で知事、市町村長を通じて売渡すこととなりました。価格はとりあえず現行政府売渡価格で延納売却を行うこととなり、将来立法措置により本年産米政府買入価格と同額まで引下げることを折衝する必要があります。

次に配給食糧の確保につきましては十月分として二万八千屯が既に発送済みであり、十一月分につきましては三万五千二百屯の計画のもとに貨車航送、船輸送などにより目下実施中であり、食糧庁においては、年間不足量の月平均量である二万五千屯程度の輸送を考慮しており、今後の道内需給状況を考慮して毎月三万屯以上を投入するよう年末物産の輸送の調整ともからんで更に折衝の必要があると存するのであります。

次に学校給食用施設並びに準要保護児童給食費に對しては二分の一補助として前者については六百五十九万四千円、後者については千二百二十一万六千円が決定し、又乾燥脱脂ミルク六百二十一屯のユニセフ無償配付に伴う国内輸送費三百六十万八千円が予備費支出に決定したのであります。

次に営農資材対策としての種もみ購入費補助につきましては、生産者価格を一、

俵三千円とし、五万五千六百俵に対し、俵当り八百円の国庫補助が決定されましたが、需要者側の要望する一俵二千円程度とするためには、更に国庫補助を一俵につき二百六十円程度増額するよう中央折衝を継続して参つたところでありま

す。しかしながらこの補助増額については未だ決定に至つていない次第であります。また雑穀につきましては被害程度五〇%以上の面積を対象とし一万五千五百六十二石に対し一般価格と種子価格の差について既耕三分の一、開拓地二分の一補助として二千八百八十万円種馬鈴薯につきましては開拓地被害面積中四百三十三町五反に対し販売価格と種子価格との差の二分の一補助として二百二十八万二千円、飼料作物種子については、デントコーン、青刈大豆、禾本科牧草等の種子価格差の三分の一補助として三百四十二万八千円がそれぞれ決定されましたが、亜麻種子、トレンチサイロのビニール購入補助等は未だ認められるに至らないのであります。

次に農業金融対策における営農資金については天災融資法による経営資金九十九億円、二十八、二十九年の災害資金の償還猶予については借替資金として同じく天災融資法による経営資金五十億円が夫々内定したのであります。予約米概算金の返納延期に代る措置として後に述べますとおり前者において更に十億円増枠となる見込みもある次第であります。

土地改良区の経営資金につきましては、営農資金枠において個人農家から吸上げる操作によることとなりますが、直接貸付のためには天災融資法の一部改正が必要であり今後なお折衝を要する次第であります。

次に自作農維持資金につきましては本年度七億八千万円に増枠が決定し、又伐採調査資金につきましては、同様四千七百万円が増枠が決定されたのであります。

次に地方財政対策としての起債の問題につきましては、救農土木事業の補助事業に伴う道債九千五百万円、市町村債五千三百万円、単独事業に伴う道債三億六千万円、市町村債一億五千万円、失対事業に伴う市町村債三千五百万円及び学校給食設備事業に伴う市町村債七百万円合計七億円の外、新規災害復旧事業に伴う道債千二百万円、町村債八百万円、過年度災害復旧事業に伴う道債五百万円、市町村債五百萬円合計三千万円につきましても見通を得るに至つたのであります。

次に地方債の特例措置につきましては、その枠の問題と併せ元利補給の制度が必要であり、特別立法措置を今後において推進する必要があるのであります。

次に中小企業対策としての金融対策につきましては、資金需要二十三億四十五億円を政府機関及び市中金融機関より長期融資を確保すべく折衝を続けたのであります。十月二十九日中小企業庁長官から中小企業金融公庫及び商工中金に対し、

一、現地支所代理店に対し、長期運転資金の優先的融通を図るよう指示すること。
二、既往貸付に対し返済期延長等の措置を講ずること。
三、現地の状況を調査し所要資金を確保し、貸付条件の緩和等につき必要な措置を講ずること。

四、北海道地区中小企業者に対する企業診断の積極的推進を図ること。
等の通牒が発せられ、その結果中小企業金融公庫においては貸付限度一口百五十万円以内の小口融資二億円を行うこととなり、また商工中金においては貸付条件の緩和が各所に指示される外、相当額の融資を見込まれ、更に国民金融公庫においては貸出中のものの条件緩和の外、実態調査の結果をもち、大蔵省と打合せの上二億円の増額融資を考慮することとなつたのであります。

次にその他の対策としての農業共済金につきましては、年内支払が確保であります。予約米概算金の問題につきましては、折衝が難航を極め種々迂余曲折を経てなお未確定の状況であります。即ち食糧庁は予約米概算金返納措置要綱案により大蔵省と折衝中であり、これに対する大蔵省案の内容は第一に、予約数量に対し、改訂数量が二割に達しない者の概算金返納については、指定集荷業者が代位弁済したときは、代位弁済する指定集荷業者又はこれに必要な資金の融通をする金融機関に対して、生産者の償還条件が天災融資法の指定地域の者には三分五厘五年、その他の者には六分五厘三年となるよう利子補給を行うこととし、その利子補給は天災融資法に準じ国と道が負担するというのが第一点であり、その対象となる金額は十四億円とするというのであります。道としては道財政窮迫の今日、後年度に多額の負担となる利子補給は困難であることを強調して参つております。第二に、予約米概算金に対する代位弁済されるまでの利子、即ち概ね本年七月より十二月末までの間の利子につきましては、被害率九割以上の者は無利子、天災融資法指定地域の者は三分五厘、その他の者は六分五厘の割合によるのであります。道側としては被害率七割以上の者は無利子とするよう折衝を続けているのであります。第三に、概算金を精算した結果資金に不足する農家に対しては、天災融資法により別途融資の措置をとることとし、その

枠を十億円と見るといのであります。第四に、第一又は第三の貸付により農協等を受けた損失については、四割の損失補償を行うこととし、損失補償額は天災融資法に準じ国と道が負担するというのであります。以上の要綱案について昨十四日の自民党冷害対策委員会において大蔵、農林両省及び自治庁を交え協議の結果、自治庁より利子補給は道が負担すべき筋でないとの意見が出され、更に再考の上自民党政調会に持込んで結論を見出すこととなつた趣でありまして、特別立法措置をも必要とし今後なお強力に折衝を進めたいと存するものであります。

次に農産物の価格安定対策として馬鈴薯澱粉の政府買入基準価格は米粉一袋につき二百六十円、製粉一袋につき二千二百五十円と決定、さらに大豆につきましても一袋当たり基本価格三千十円を決定されたのであります。

次に国民健康保険税の減免に対する特別措置につきましては融資利子補給及び補助を要求してありますが、現年度保険税調定額に対し減免額の占める割合が百分の十以上であり且つ減免額が二十万以上のものに対し予備費をもつて、減免割合百分の二十以上、五十万円以上のものに対し減免額の百分の八十、減免割合百分の十以上二十万円以上のものに対し同様百分の五十に相当する額を貸付けることとし、貸付条件は据置期間三年間無利子、七カ年賦償還年利五分五厘と決定され、更に徴収猶予につきましては、引続き折衝中でありまして、

なお右の決定に伴い特別立法についてもなお検討中でありまして。以上の外、その他の諸対策について既に決定したもの或は折衝の段階にあるものがあり、詳細は報告書のとおりでありますので省略いたします。

なお以上申し述べました事項に關し夫々の箇所においてふれております通り今後において立法措置を必要とするものがあるばかりでなく、応急対策につきましても、なお若干の未解決の事項もあり且つ恒久的諸対策につきましては今後随分中央に折衝の必要が認められるのであります。

最後に本道の冷害被災農家に対し道民は勿論、広く全国民、更にはCAC等からよせられつつあります救済物資、義捐金品の寄贈は十三日現在道及び道教委に寄託されましたもののみで義捐金七百三十九万円、米五十八俵、かんめんぼう十二桶、衣料その他五千四百七十点の外、CAC救済米七百七十六屯、ミルク七万七千ポンドに達し、これが配分も逐次行われており、この外に新聞社、団体等による救済運動も展開され、この方面にも続々救済物資、義捐金品が寄せられているのであります。速く海外を初め、同胞の暖い御同情に対し本委員会として

衷心感謝の意を表明するものであることを併せて御報告申し上げます。以上本委員会設置以来現在までの経過及び結果を申し上げ中間報告といたします。

○十一月十七日 午後二時五十六分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、日程第一特別委員補充充任の件を議題に供し、田田議員（協ク）の死去により欠員となつた総合開発調査特別委員に天谷議員（協ク）、北海道税条例改正審査特別委員に黒松議員（協ク）をそれぞれ補充充任することに決定、次に日程第二議案第一号乃至第八号、報告第一号及び第三号を議題に供し、大久保予算特別委員長（自民）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第一号乃至第八号は原案可決、報告第一号及び第三号は承認議決、次に日程第三報告第四号専決処分報告の件を議題に供し、小島総務委員長代理（社）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、報告第四号は承認議決、午後三時十一分休憩、同五時三十六分再開、諸般の報告の後、日程第四意見案第一号苫小牧工業港の築設予算の措置に關する要望意見書を議題に供し、岩田議員（自民）より趣旨弁明の後、原案可決、次に日程第五閉会中陳情審査の件を議題に供し、冷害凶作対策特別委員会の申し出のとおり継続審査を付託することに決定、次に日程第六会期中閉会の件を議題に供し、予定の案件を全部議したのでなお会期中ではあるが閉会することに決し、議長より閉会の挨拶があつて、午後五時四十二分閉会。

予算特別委員長報告

私は、去る十五日に設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会におきます審査の経過並びに結果につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第一号ないし第八号、報告第一号及

び第三号の十件でありまして、去る十五日に委員会が設置せられまするや、ただちに委員会開き、正副委員長との互選を行い、次いで付託案件の審議方法について協議の結果、付託案件は一括して質疑を行うことに決し、昨十六日にこれらの案件の審議を行った次第であります。

委員各位におかれては、冷害凶作対策の緊急性にかんがみ、短時日ではありましたが、異常な努力を払われ慎重審議を尽くされたのでありまして、その御努力に對しましては、衷心より敬意を表する次第であります。

今回付託せられました案件は、冷害凶作による被災農家の救済措置を重点として、十三億二千八百九十八万円にのぼる普通、特別両会計追加更正予算と、これに伴う起債、資金貸付、及び冷害被災農家に対する米麦の売渡しに關する予算外義務負担等の重要案件でありますが、二十八、二十九年の相次ぐ冷害害に加え、本年もまた大正二年以来の大凶作に遭遇し、その被害額も四百億円にのぼる莫大なものとなり、被災農民の窮状はその極に達しているばかりでなく中小企業等にも深刻な経済的打撃を与えている実情にかんがみまして、これら被災農民の窮状打開に對処するための就労対策をはじめ食糧、営農資材、金融、地方財政等の諸対策等当面緊急を要する問題を中心として寒地農業確立対策等について、委員各位と理事者との間に活発なる論議がかわされた次第であります。

いま、質疑を通じ、論議の中心となりました主なる点を申し上げますと、歳入関係におきましては、追加した特別交付税の確保の見直し、国に對する借替債申請の内容、市町村単独事業に對する起債増額の見直し及びこれに對する利子補給の措置等の問題、歳出関係におきましては、既定予算による救済事業と執行との關係、公共事業、国有林野事業、国鉄、失業対策事業の市町村割当の早期実施による貸金収入確保の方途、国有林による薪炭材の適正価格下げと代金延納措置、炭窯構築に對する補助金の交付と原木払下げとの關係、小規模土地改良事業費の重点的配分方法、市町村道修繕費補助増額の見直し、救済事業における就労賃金の適正化、救済事業その他冷害対策の基礎となる被害状況調査資料の蒐集方法、救済事業の水田、畑作地帯等、地帯別配分の均てん化等、救済事業をめぐる諸問題をはじめ、営農資材及び金融対策としての種もみ購入費、補助と売渡代金の決済方法、種もみ購入費に對する営農資金融資対策予約米概算金の返済措置と融資及び利子補給負担の問題、土地改良区の経営資金に對する融資と利子補給の問題、都市農業協同組合に對する冷害対策均てん化の問題、中小企業対策として、

冷害凶作に伴う中小企業倒産防止のための具体的金融対策、信用保証協会に對する貸付金措置の内容等の問題、被災農家の厚生対策として、冷害地における保健対策、生活保護法適用の問題、へき地学校における給食費補助と給食用物資の払下げ、さらには学童給食の早期開始の問題、国民健康保険事業に對する特別救済措置、冷害被災農家の婦女子人身売買の取締強化の問題、冷害恒久対策としての、農家負債整理対策の推進、耐冷、水稲品種事業の推進、特殊気象地帯農業確立振興対策と寒地農業確立との關係等の諸問題、その他の当面の問題として、日本海沿岸の凶漁対策の具体化と離島、農漁村に對する救済対策、道南いか漁業における漁家経済と市場安定対策、石炭手当免稅対策等の諸問題について質疑応答が行われ、それぞれ施策の適否、問題の推進等について論議が交わられた次第であります。しかして、これら付託案件の結論を得るため、本日非公式に各派代表一名の委員を挙げ、意見の調整を図りました結果意見の一致を見先程の委員会におきまして今次追加更正予算につきましては、第一に救済土木事業の実施に當りましては、冷害凶作の実態に即し、被災農家に貸金収入が均てんするよう事業の配分に留意し、すみやかに事業を実施に移すよう關係各機關と協力し万遺憾なきを期すること。第二に、予約米概算金の返納措置については、道の要望について更に強力なる中央折衝を行い、実情に即した解決を図ること。第三に種もみ購入者の困窮せる実情に鑑み補助金の増額等について善処すること。以上の諸問題解決について理事者側の一層の努力を要請し、付託議案はすべて原案可決とし、報告第一号及び第三号は承認議決とすることに全会一致をもつて決定された次第であります。

以上本委員会の経過及び結果の概要を申し上げます。

各派交渉会

○十一月十五日 午後二時十分、各派交渉室において開議。

- ① 故田呂議員の追悼演説を行うことについて協議を行い、暫時休憩の後再開して、笠井議員（社）が行うことに決定。
- ② 会期は五日間とし、できるだけ早く早く議了するように努力することに決定。

③ 冷害凶作に対する天皇陛下より御見舞金御下賜に対する御礼言上決議は、従来の慣例により、議長発議により日程に組まず、議長より諮つて起立の方法によつて決めること、決議案は案文のとおり議決することに決定。

- ④ 冷害凶作対策特別委員長の中間報告を行うことに決定。
- ⑤ 教育長より小樽市の潮陵高等学校焼失に関する報告を行うこと。
- ⑥ 冷害関係陳情第五百七十一号乃至第五百九十二号は冷害凶作対策特別委員会に付託することに決定。

- ⑦ 本会議における質疑は行わないことに決定。
- ⑧ 議事の進め方は日程第一会期決定の件の次に日程第二提出議案に對する知事説明を聴取の後一旦休憩して交渉会を開き議案の付託委員会を決めることとし、午後二時三十分休憩、同三時五十三分再開。
- ⑨ 予算特別委員会を設置すること、構成は自民七、社会七、協ク二、労農一の十七名とし、設置の動議は労農党より提出することに決定。
- ⑩ 議案第一号乃至第八号、報告第一号及び第三号は予算特別委員会に、報告第四号は総務委員会に付託することに決定。

⑪ 今後の議事は予算特別委員会の設置、議案付託の後、御礼言上決議を議決し、次に日程第三冷害凶作対策特別委員長の中間報告、次に教育長より小樽市潮陵高等学校焼失に関する報告を聴取、次に日程第四陳情の冷害凶作対策特別委員会付託を議決すること。

- ⑫ 明十六日は休会とし、十七日再開することに決定。
- ⑬ 北海道議会傍聴人取締規則の改正について議事課長より説明を聴取の後、午後四時三分散会。

○十一月十七日 午後二時二十三分、各派交渉室において開議。

- ① 田呂議員の死亡に伴い総合開発調査特別委員に天谷議員（協ク）、道税条例改正審査特別委員に黒松議員（協ク）をそれぞれ補充選任すること。

② 本日の議事は日程第一特別委員の補充選任、日程第二予算特別委員会付託案件を委員長報告の後議決、日程第三総務委員会付託案件を委員長報告のとおり議決して一旦休憩することに決し、午後二時三十分休憩、午後五時十二分再開。

③ 今後の議事は日程第四意見案第一号苫小牧工業港の築設予算の措置に関する要望意見書を提出者を代表し岩田総合開発調査特別委員長より趣旨弁明の後議決、日程第五閉会中陳情審査の件、日程第六会期中閉会の件を議決することに決し、午後五時十四分散会。

常任委員会

總務委員会

○十一月十四日 午後二時二十五分、各派交渉室において開議。
① 冒頭、陳情聴取を行つた。

早来村に明年四月一日より町制施行の実現方について 早来村長

② 麻里副委員長(自民)より、第二回臨時道議会に提出予定の案件について説明を求め、議案第一号乃至第八号、報告第一号乃至第五号について総務部次長、財政課長より説明を聴取。

③ 次に三笠町の市制施行、早来、阿寒、七飯、大野、新十津川各村の町制施行について地方課長より説明を聴取、午後三時五分散会。

○十一月十六日 午後零時、第三委員室において開議。

① 麻里副委員長(自民)より、陳情聴取を行うことについて諮り、異議なくそのこととし、次の陳情を聴取した。

三笠町に市制施行について 三笠町長
七飯村に町制施行について 七飯村長

② 次に付託案件の審査を行い、報告第四号は承認議決に決定。

③ 次に市制施行並びに町制施行に関する現地調査の実施について協議の結果、三笠町、新十津川村、阿寒村に堀(社) 児玉(自民) 河野(社) 天谷(協ク) 大久保(自民) 各委員麻里副委員長(自民)、期間は十二月七日より五日間、早来村、七飯村、大野村に岩田(自民) 小島(社) 高田(社) 山内(労) 各委員、期間は十一月二十六日より五日間とし、それぞれ現地調査を実施することに決定、午後一時五分散会。

厚生委員会

○十一月十七日 午前十一時二十五分、第二委員室において開議。

① 佐久間委員長(自民)より、先般実施の道内厚生施設調査の経過について報告を行う旨を述べ、委員長より十勝、釧路、網走、上川

各支庁管内、塚田副委員長(労)より、後志、渡島、松山、胆振各

支庁管内の調査の概要についてそれぞれ報告があり、井口委員(社)より、道職員の配置転換計画と衛生民生関係出先機関の定員との関連について質疑があり、民生部長、衛生部長事務取扱より答弁。

② 次に札幌市内における衛生民生関係施設の視察については、適当な時機に実施することとし、

③ 次に冷害地に対する巡回医療班の派遣、血液銀行において使用する採血器具について衛生部長事務取扱より説明を聴取、ついで村本委員(社)より、冷害地における国民健康保険税の徴収について、山元委員(自民)より、人身売買の問題について質疑があり、民生部長より答弁があつて、午後一時四十分散会。

商工労働委員会

○十一月十四日 午後二時五分、第二委員室において開議。

① 宮坂委員長(自民)より、陳情聴取について諮り、異議なくそのこととし、次の陳情聴取を行った。

道水産部のいか漁業総合対策案中スルメの共販推進方針の是正方について 函館海産商同業組合理事長

② 次に新川委員(労)より、十一月五日に地方議員連盟の見本市小委員会が開かれ上海日本商品展示会視察就航船計画案について問題があり、これを報告したので暫時休憩されたい旨の発言があつて、暫時休憩、午後二時三十二分再開。

③ 次に宮坂委員長(自民)より道内商工労働事情視察の経過について報告があり、新川委員(労)より、室蘭の職業指導所に科目増設の問題、失対事業の冬期加給金の問題、冷害関係の日傭対策等につ

農務委員会

いて質疑があり、労政課長、職業安定課次長より答弁、冬期加給金の問題については今後も引続き中央折衝を行うこととし、

- ④ 次に請願、陳情の審査を行い、請願第四十八号、第二百七十二号、第三百十七号、第三百二十五号は採択、同第三十三号、第四百十三号は不採択、同第一百十号、第六十号、第二百四十九号、第二百八十五号、第三百六十号、第三百六十五号は継続審査に決し、暫時休憩、午後三時五十分再開、陳情第五百二十二号は不採択に決し、
- ⑤ 次に北海道信用保証協会業務審議委員の選任については委員長と商工部長において選出することに決し、午後四時十分散会。

○十一月二十九日 午後一時六分、第三委員室において開議。

- ① 開議前、次の陳情を聴取した。

釧路公共職業補導所に無線科設置方について

釧路公共職業補導所漁業無線通信科誘致期成会長

道路の一部舗装並びに改良について

吉小牧商工課長

ついて北日本航空株式会社社長より、北日本航空株式会社の現況について説明を聴取した。

- ② 宮坂委員長より、失対事業の冬期加給金に対する国庫補助の問題、失業対策事業枠の拡大の問題、国鉄運賃改正の問題等について説明を求め、労働部長、職業安定課長、商務課長よりそれぞれ説明を聴取、新川（労）橋本（清）（社）道下（協ク）大島（自民）各委員宮坂委員長（自民）より、これ等の問題の見通し等について質疑があり、応答の後、これ等の問題について中央折衝を行うこととし、派遣委員に新川（労）舟木（社）委員宮坂委員長（自民）を決定。
- ③ 次に請願陳情の審査を行い、請願第三百六十号及び陳情第四百八十九号は採択に決し、午後二時散会。

○十一月一日 午前十時三十五分、第三委員室において開議。

- ① 朝日委員長（協ク）より、冷害対策に関する中央折衝経過について報告を求め、杉本委員（自民）より報告があつて、今後の問題点について農務部長より説明を聴取、笠井副委員長（社）より、明年度農林省予算に耐冷性種子補助金計上の問題、種稈の確保と廻送の現況等について、西島委員（自民）より、水稻耐冷品種育成に対する考え方、恒久対策樹立の問題等について、橋本（正）委員（社）より、畜産行政に関する開拓関係との関連、恒久対策の推進の問題、乳牛導入の問題等について、桶谷委員（自民）より、種稈購入補助の問題、種稈確保の問題、予約米概算金の利息免除の取扱い方等について、吉田委員（自民）より、耐冷性水稻品種改良の試験の問題並びに改良試験に対する予算措置の見通しについて、増田委員（社）より、ビートパルプ確保の状況、食用馬鈴薯輸送の見通し、融資の配分調整の問題等について、朝日委員長（協ク）より、亜麻種子に対する措置について質疑及び意見があり、農務部長、農業改良課長、農業試験場副場長より答弁、ついで種稈購入補助、予約概算金返納問題、融資問題等について中央折衝を行うこととし、派遣委員の選任並びに日程等については委員長一任とすることに決定、一旦休憩、午後一時四十分再開。
- ② 次に願請、陳情の審査を行い、甜菜製糖工場設置に関する請願第十号、第五十八号、第二百十号、第八十五号、陳情第四十一号、第五十四号、第六十三号、第三百四十三号、第三百八十号、第四百四十四号、第五百二十六号、第五百二十七号はいずれも継続審査に決し、請願第五百十五号は不採択、請願第九十九号、第一百号、第六十六号、第六十七号、第二百二十九号、第三百六十五号、陳情第三百四十六号は継続審査、請願第七十四号は総務委員会に、同

第三百五十三号は農地開拓委員会に、陳情第三百二十四号は総務委員会にそれぞれ付託替を行うこと、陳情第三百号は会議に付するを要しないものと決定。

③ 次に冷害凶作に対する恒久対策の問題については後日資料の提出を求めて協議することに決し、なお先刻決定の中央折衝については朝日委員長（協ク）吉田委員（自民）により十一月六日より十四日まで九日間の日程により実施することとし、午後三時五十六分散会。

○十一月十九日 午前十時五十四分、第三委員室において開議。

① 朝日委員長（協ク）より、冷害対策に関する先般の上京折衝経過について報告を求め、吉田委員（自民）より報告があつて、その後経過について農務部長より説明を聴取。

② 次に道畜産振興審議会委員に議会より総務正副委員長、農務正副委員長及び農務委員中より一名委嘱したい旨の知事よりの申し入れについて諮り、正副委員長一任とすることに決定。

③ 種粳購入補助の問題並びに予約米概算金の延納問題について継続して中央折衝を行うこととし、派遣委員は二、三名程度としその選任及び日程等は委員長一任とすることに決定。

④ 次に冷害凶作に対する恒久対策の問題について農務部長より説明を聴取、深山委員（自民）より、冷害を受けた地域に対する今後の水稻作付の指導方針、北限地帯の水稻耕作に対する対策について、吉田委員（自民）より、水稻及び畑作の不安定地帯に対する家畜導入対策とその受入態勢の問題並びに恒久対策として積極的推進の必要について、西島委員（自民）より、恒久対策の焦点のしぼり方に対する農務部長の見解、恒久対策の樹立促進等について、朝日委員長（協ク）より、馬鈴薯対策としてのブドウ糖製造利用の問題、開拓地におけるビート作付に先立つ馬鈴薯作付による土地改良の問題等について、桶谷委員（自民）より、澱粉糖化の問題について、増

田委員（社）より、恒久対策樹立における基本的な農業政策の反省の必要について、笠井副委員長（社）より、本道に対する国の保護の見通し並びに恒久対策の樹立促進について質疑及び意見があり、農務部長より答弁。

⑤ 次に種粳出荷の状況について農業改良課長より説明を聴取、ついで畜産振興審議会委員に吉田委員（自民）を推せんすることに決定、午後零時二十五分散会。

農地開拓委員会

○十一月二日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

富北委員長（社）より、冷害凶作対策に関する中央折衝経過について説明を求め、農地開拓部長より説明を聴取、堀田委員（自民）より、救農事業実施における事業箇所をもたない町村の被災農民に対する措置について、泉谷委員（自民）より、救農土木事業として市町村道改修工事実施の見通しについて、津川委員（社）より、救農事業実施における地域的均衡の問題、末端町村から要求された数字に対する決定の見通し等について、林委員（自民）より、新規の土地改良事業の実施について質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁があつて、暫時休憩（休憩中、由仁町長より、由仁町馬追地区の開拓適地に対する入植措置について陳情を聴取）、午後二時四十三分再開、林委員（自民）より、農林省における土地改良事業特別会計設置問題の進捗状況並びに本問題に対する道の考え方について、坂下委員（社）より、低位生産地帯における被害農家を基本にした事業計画の樹立方について質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、ついで冷害資金の早急措置、立法要望問題、負債整理の問題等に関

する上京折衝について諮り、派遣委員に林（自民）津川（社）委員
宮北委員長（社）を決定、午後三時四分散会。

水産委員会

○十一月二十九日午後一時三十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、陳情聴取を行うこととし、次の陳情を聴取した。
齒舞、色丹島が日本に帰属した場合富山県人の入殖措置について考
慮願いたい。 富山県議会経済副委員長

道産部において目下検討中の鯨総合開発計画案に対し、

(一) 今直ちに鯨定置及び刺網を減網することは諸種の面に影響があ
るので時日の経過を考慮されたい

(二) 共同漁業権区域を距岸十哩とすること

(三) 沖刺網操業期日は五月一日より七月末とすること

(四) 沖刺網操業海域は各支庁管内海域とし、管外船の入漁を認めな
いこと

(五) 許可隻数の枠を各漁業協同組合毎に割当すること
以上の諸点について配意願いたい。

利礼漁民代表（仙法志協同組合専務）

渡島管内いか凶漁対策について 道南いか凶漁対策推進本部長

松前管内のいか凶漁対策について

乙部村長

② 時田委員長（社）より、いか対策並びに鯨総合開発対策について
説明を求め、水産部長より説明を聴取、黒沢委員（社）より、対策
樹立における現地意向の反映について、井野委員（社）より、鯨総
合開発対策推進の構想について、川端副委員長（自民）より、いか
対策における夏いか漁獲制限の目的について質疑があり、水産部長、

水産課長より答弁、ついで沖野委員（自民）より、鯨対策、中型機
船底曳網漁業禁止区域の問題について各小委員会を設置して検討す
べき旨の意見があり、関連して井野委員（社）よりも意見があつて、
一旦休憩、午後三時三十分再開、ついで中型機船底曳網漁業の禁止
区域改訂問題については小委員会を設置することに決定、小委員の
数は五名とし小委員選任については委員長一任により高橋（源）（自
民）松平（自民）川村（社）黒沢（社）川瀬（協ク）各委員を決定
した。ついでいか凶漁対策については早速に現地調査を行うことと
し、日程及び派遣委員の選任等については委員長一任とすることと
し、鯨総合開発対策については水産部の作業ともならみ合せて十二
月六日に委員会を開いて検討することとした。

③ 次に運輸省における現行鉄道運賃二割引上げの検討に関連して水
産関係に及ぼす影響とその対策について漁政課長より、小型機船底
曳網漁業取締対策要綱の樹立について漁業調整課長よりそれぞれ説
明を聴取、沖野委員（自民）より、小型機船底曳の取締と並行して
大型船に対する取締の強化について、松平委員（自民）より、監視
員を配置している組合の状況、取締に対する地元の協力体制の強化
等について、川端副委員長（自民）より、地元の取締船に対する補
助の問題について質疑及び意見があり、水産部長、漁業調整課長よ
り答弁、午後四時散会。

文教林務委員会

○十一月十四日 午前十一時十七分、第三委員室において開議。

① 冒頭、次の陳情聴取を行った。
江部乙高等学校の道立移管について 江部乙町助役

道立小樽潮陵高等学校の焼失に対する早期復旧方について

小樽潮陵高等学校校長

② 中野(定)委員長(社)より、冷害凶作対策に関する中央折衝の
その後の経過について説明を求め、教育委員会関係について教育長、
保健体育課長、厚生課長より説明を聴取、暫時休憩、午後零時二十
五分再開。

③ 林務部関係の冷害凶作対策中央折衝の経過について、林務部長、林
業指導課長、森林企画課長、林政課長、道有林課長よりそれぞれ説
明を聴取、午後一時五分散会。

○十一月二十一日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

① 中野(定)委員長(社)より、林務部関係の請願陳情の審査を行
う旨を述べ、請願第三百五十七号、陳情第五百三十号、第五百五十
三号は継続審査に決し、なお林務、農地開拓兩行政の調整について
は委員長においてしかるべき措置を講ずることとした。

② 次に陳情聴取を行った。

白糠高等学校に通常課程設置方について

白糠町長

札幌西高等学校校舎改築の促進方について

札幌西高等学校校舎改築期成会長

釧路江南高等学校の移転改築促進方、釧路商業高等学校の二学級増
募方、釧路工業高等学校に建築課程設置方等について

釧路市長

苫小牧西高等学校に商業課程一学級、家庭課程一学級の増設方につ
いて

苫小牧市教育長

一旦休憩、午後一時四十二分再開。

③ 教育委員会関係の請願陳情の審査を行い、高等学校道立移管に関
する請願第五百十号、第二百七十三号、第二百九十九号、第三百一
号、第三百四十八号、第三百五十四号、陳情第百八十九号、第二百

五十五号、第五百六十七号については道教委と知事との折衝の推移
を見て、一方委員会は現地調査を行った上で結論を出すこととしそ
れまで保留することとし、請願第三百号、第三百二十七号、陳情第
五百三十七号は採択、陳情第三十一号は不採択に決定、学級増加に
関する請願第三百三十四号、第三百四十五号乃至第三百四十七号、
陳情第四百六十三号、第五百三十一号、第五百三十三号については

保留とし道教委の資料提出を待つて委員会を開くこととした。

④ 次に教育委員会の所管事務全般について行政課長より説明を聴
取、午後四時十五分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○十一月十五日

午後五時十五分、第一委員室において開議。

① 高橋(石)臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について
諮り、暫時休憩、午後五時十九分再開、和平委員(労)より、指名

推選の方法により大久保委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 大久保委員長(自民)より、副委員長互選の方法について諮り、和平委員(労)より、指名推選の方法により笠井委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後五時二十四分再開。

③ 予算審査の方法については付託案件を一括審議すること、質疑は通告の形式によること、質疑の順位は本会議の一般質疑の順位によることに決し、午後五時二十五分散会。

○十一月十六日 午前十一時、議場において開議。

大久保委員長(自民)より、議案第一号乃至第八号、報告第一号及び第三号を一括議題に供し、本多委員(自民)より、(1)冷害関係既定予算の末端配分の早期実行、(2)冷害被災地の学童給食の実施、(3)炭窯構築に関連して薪炭材払下げ量の問題、(4)小団地における土地改良実施の問題、(5)冷害被災地市町村の国保保険税の減収に対する措置、(6)冷害被災地に対する保健衛生対策、(7)冷害凶作による困窮者の生活保護対策等について、桶谷委員(自民)より、(1)作況調査における各機関調査結果の相違と道の調査方法、(2)予約米概算金の返納問題、(3)種稈確保に関連して種稈購入補助の問題、(4)冷害の間接災害による中小企業に対する融資対策、(5)開拓農家に対する営農資金の問題並びに土地改良区の歳入欠陥に対する融資措置等について、沖野委員(自民)より、(1)地方交付税の見積り過大と交付の確実性の問題、(2)雑収入の歳入見積りの問題、(3)救農土木事業の実施に関連して奥地の町村道小破修繕による被害農家の救済措置、(4)乳牛を手離すおそれのある被災困窮農家に対する救済措置、(5)開拓地に対する救農土木事業の実施計画、(6)開拓農家に対する営農資金の資金繰りの問題、(7)冷害被災開拓地に対する保健衛生対策、(8)馬鈴薯種子

購入補助の問題、(9)冷害対策における畑作農家と水田農家との均衡の問題、(10)高度集約酪農地区指定における冷害による飼料不足の影響、(11)鯨不漁地帯における昆布の生産不振に対する救済対策並びに凶漁対策と冷害対策の不均衡の問題等について質疑及び意見があり、総務部長、土木部長、農地開拓部長、林務部長、民生部長、農務部長、水産部長、教育長、衛生部長事務取扱より答弁があつて、午後一時十六分休憩(休憩中、上川空知管内農民代表より、冷害凶作対策の早急実施方について陳情を聴取)、午後二時五十三分再開、ついで西島委員(自民)より、(1)冷害被災地における人身売買問題、(2)種稈確保に関連して種子払下げの助成に対する知事の所信、(3)冷害被災水田農家と畑作農家に対する政府の米麦売渡に関する取扱いの問題、(4)農家負債の整理対策、(5)特殊気象地帯農業確立特別立法の内容等について(関連して桶谷委員(自民)より、種稈払下げ助成の問題並びに代金決済方法について質疑)、泉谷委員(自民)より、(1)冷害対策における民間事業の冬山造材の計画と労賃等に関する意見調整の経過、(2)市町村の単独事業の起債に対する利子補給の問題並びに市町村から申請の起債の状況、(3)信用保証協会に対する道費貸付の状況並びに今回の貸付による中小企業に対する融資の問題等について、西野委員(自民)より、(1)水産部のいか漁業対策に関連して水産部長が函館市で行つた説明会の性格、消流対策との関連、本案の海産商に対する影響等の問題、(2)石炭手当免稅問題のその後の経過、(3)道南の冷害凶漁対策に関連して知事の所信、(4)今年の道南のいかの凶漁対策、(5)都市の農業協同組合に対する冷害凶作対策に関する措置の問題等について(関連して沖野委員(自民)より、いか漁業対策の立案推進における道の態度について質疑及び意見があり)、深山委員(自民)より、(1)冷害地帯における今後の水稲作付に対する知事の所信、(2)耐冷品種育種に対する知事の所信、(3)民間の耐寒優良品種のとり上げ方の問題、(4)道の借替債申請の問題、(5)冷害

総合開発調査特別委員会

凶作による要生活保護世帯の増加の見通しと対策等について質疑及び意見があり、知事、総務部長、民生部長、農務部長、土木部長、林務部長、商工部長、道警刑事部長、財政課長、商務課長、企画課長よりそれぞれ答弁があつて、通告の質疑を終り、以上をもつて質疑終結、暫時休憩、午後五時十七分再開、直ちに散会。

○十一月十七日 午後零時十七分、議場において開議。

大久保委員長（自民）より、議案第一号乃至第八号、報告第一号及び第三号を議題に供し、高橋（石）委員（協ク）より「今次追加更正予算は主として本年の冷害凶作に当り先に第三回定例会において決定された緊急対策を補完し、救農土木事業を始め、応急対策の諸事業について予算化しようとするものであるが、本委員会の昨日の論議を通じ次に次の諸点即ち、

第一に救農土木事業の実施に当つては冷害凶作の実態に即し、被害農家に賃金収入が均てんするよう事業の配分に留意し速かに事業を実施に移すよう関係機関と協力し万遺憾なきを期すること。

第二に予約米概算金の返納措置については、道の要望について更に強力なる中央折衝を行い実情に即した解決をはかること。

第三に種籾購入者の困窮せる実情にかんがみ補助金の増額等について善処すること。

以上の諸問題解決について理事者側の一層の努力を要請し、付託議案はすべて原案可決とし、報告第一号及び第三号は承認議決とされたい」旨の意見があつて、議案第一号乃至第八号はいずれも原案可決、報告第一号及び第三号は承認議決に決定、ついで委員長報告については委員長一任とすることに決し、付託案件全部を議了し、午後零時二十二分散会。

○十一月十三日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長（自民）より、陳情聴取を行う旨を述べ、次の陳情を聴取した。

苦小牧工業港築設に伴う困費予算を地方港湾費より独立した継続事業として別枠予算の獲得方について 苦小牧市長

② 委員長より、十一月二日札幌グランドホテルで開催の北海道開発審議会文化厚生労働小委員会の経過及び十一月七日首相官邸で開催の同審議会農林水産小委員会の経過について報告があり、未開発地帯文化厚生事業の促進に関する特別措置の問題について開発調査課長より説明を聴取、ついで未開発地域における文化厚生事業促進小委員会を設置することに決し、小委員に井口（社）塚田（労）中山（自民）窪田（社）村本（社）岩本（自民）各委員の選任を決定した。

③ 次に寒地農業確立基本法の問題と特殊気象地帯農業確立対策との関連並びに今後の進め方について協議を行い、午後四時十五分散会。

○十一月十七日 午後一時五十分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長（自民）より、特殊気象地帯農業確立振興対策を議題に供し、知事より本件に関する北海道開発審議会の模様並びに知事の意見を聴取、ついで荒 議長より本件の促進について発言があつて、児玉委員（自民）より、寒地農業確立の基本法の問題と特殊気象地帯農業確立振興対策の関連並びに今後開発審議会にのぞむ知事の態度について、笠井委員（社）より、全道を対象とした立法化の問題について、二瓶委員（協ク）より、農地開拓部が発表した冷害を契機に開拓行政を転換するという問題、農林省の開拓不振地区対

策と第二次五カ年計画の修正の問題等について、村本委員（社）よ

り、寒地農業確立基本法の問題について質疑があり、知事より答弁。

② 次に苫小牧工業港の築設予算の措置に関する要望意見書を提出することとし、提案者は本日出席の委員十四名とし趣旨弁明は委員長が行うことに決定。

③ 次に第二次五カ年計画における農業問題の推進策については特殊気象地帯農業確立対策小委員会に付託することとし、午後二時五十分散会。

小委員会

○十一月一日 午後一時、各派交渉室において特殊気象地帯農業確立振興対策小委員会を開議。

① 主査互選については二瓶委員（協ク）より指名推選の方法により児玉委員（自民）を主査とされたい旨の動議があつて、異議なくそのことに決定し、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

② 児玉主査（自民）より、特殊気象地帯農業確立振興対策に対する北海道開発審議会の経過及び中央の情勢について述べた後、今後の運営について協議を行つた。

③ 次に十一月七日の北海道開発審議会農林水産小委員会及び同審議会北海道交通開発株式会社（仮称）設立対策小委員会にオウザーバーとして児玉主査（自民）二瓶（協ク）笠井（社）委員岩田委員長（自民）を出席せしめることに決し、午後二時三十五分散会。

○十一月二十日 午後二時十五分、第一委員室において特殊気象地帯農業確立振興対策小委員会を開議。

① 児玉主査（自民）より、陳情聴取を行う旨を述べ、次の陳情を聴

取した。

特殊気象地帯の農業振興について 幌延村長

② 第二次五カ年計画における農業問題の推進策及び特殊気象地帯農業確立振興対策に対する農地開拓部及び農務部の考え方について農地開拓部長、農政課次長、畜産課次長よりそれぞれ説明を聴取、岩田委員長（自民）より、営農類型の再検討の問題、不適作物の転換の問題、開拓農協と一般農協の関連等について、二瓶委員（協ク）より、農地開拓部長の談話発表の問題、第二次計画における新規入植の問題、共同経営方式の内容、農林省の開拓営農振興臨時措置法案提案の構想と現実とマツチしてどうかの問題、負債整理措置の問題、開拓農協が一般農協と合体した場合における開拓不振地区に対する取扱いの問題等について、笠井委員（社）より、冷害を契機として全道を対象とした抜本的法制定の構想について、堀田委員（自民）より、入植者を入れる土地買収の予定について、児玉主査（自民）より、開拓行政と一般農務行政の調整の問題、冷害凶作恒久対策樹立の問題等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、農務部長よりそれぞれ答弁があつて、児玉主査より、農地開拓部長、農務部長及び企画本部長三者の意見を調整して立案してもらいたい、なお北海道開発審議会に持込む資料及び意見についても統一したものを早急に準備されたい旨を述べ、午後五時五十分散会。

北海道税条例改正審査特別委員会

○十一月十九日 午後一時二十五分、第二委員室において開議。

① 佐々木副委員長（自民）より、先般要求した資料の提出について説明を求め、自動車料金原価に関する調、自動車の評価に用いる耐

用年数基準比較調、年式別自動車数調、中古自動車評価基準調等について総務部次長、税務課長より説明を聴取、佐々木副委員長（自民）より、会社経営の実態調、自動車税三割軽減の根拠、道内地区別及び全国府県別自動車耐用年数調の提出がない点について説明を求め、総務部長、税務課長より答弁があつて、暫時休憩、午後二時十分再開。

② ついで川口委員（自民）より、自動車の損耗及び整備の程度に対する補正係数に関する具体的な説明資料の提出、自動車評価基準を作成して価格を決定するという方法の問題、貨物自動車運送原価の構成比率等について質疑及び資料の提出要求があつて、税務課長より答弁、午後二時二十五分散会。

○十一月二十日 午前十一時三十五分、第二委員室において開議。

佐々木副委員長（自民）より、提出資料について説明を求め、全国貨物自動車運送原価構成比率、事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃標準原価、貨物自動車に係る標準料金原価からなる利益率変化の試算等について税務課長より説明を聴取、川口委員（自民）より、北海道における貨物自動車の原価構成関係資料、山梨県における自動車取得税に関する陸運局の協力状況と本道の場合陸運局の協力に対する期待、札幌陸運局管内におけるハイヤーの大、中、小型別原価構成の問題、普通車の稼働率、貨物自動車運送原価構成における本道の地域差の問題、自動車取得税負担に関する試算における耐用年数の問題、自動車業の収益に対する見方等について質疑及び資料の提出要求があり、税務課長、同課次長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時五十分再開、ついで、川口委員より要求の資料提出について税務課長より答弁の後、林 委員（自民）より自動車取得税の負担に関する試算における稼働率の問題、貨物自動車運送事業運賃標準原価等について、深山委員（自民）より、自動車取得

税創設の場合道職員の増加が必要かどうかについて質疑があり、税務課長、同課次長より答弁があつて、午後三時十五分散会。

○十一月二十七日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

佐々木副委員長（自民）より、提出資料について説明を求め、札幌市内ハイヤー原価計算、貨物自動車標準原価、自動車（バス）料原価計算等について総務部次長、税務課長、同課次長より説明を聴取、深山委員（自民）より、事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃標準原価の一般管理費について、林 委員（自民）より、自動車運送事業における利益率の問題について、川口委員（自民）より、ハイヤー原価計算における走行一杆当りの原価と収入の問題、バス会社における経費増嵩の問題及び一般貨物運賃と経営の問題等について、山内委員（労）より、標準原価に対し運送費及び管理費が高い点、営業収入に対する実際利益の割合が高く労務者人件費が低い点等について、村本委員（社）より、最近における自動車登録の状況、収支の実態等について質疑及び意見があり、総務部次長、税務課長、同課次長より答弁、ついで中野（与）委員（社）より、この際自動車取得税の実施又は実施予定の府県について調査を行つて状況を把握してはどうかとの発言があつて、暫時休憩、午後二時五十分再開、府県の状況調査については東京（自治庁、運輸省）、山梨県、宮城県に佐々木副委員長（自民）太田（社）林（自民）山内（労）各委員、期間は十二月五日より十三日まで九日間、岡山県、愛媛県に宮北（社）中野（与）（社）川口（自民）二瓶（協ク）各委員、期間は十二月六日より十二日まで七日間とし、それぞれ実施することに決定、午後三時五十分散会。

冷害凶作対策特別委員会

〇十一月十四日 午前十一時十六分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（自民）より、中央折衝経過について報告を求め、笠井副委員長（社）より報告があつて、ついで先般以来決定した事項について農務部長、衛生部長事務取扱、森林企画課長、農地開拓部総務課長、道教委行政課長、河川課次長、管理課次長、港湾課係員、道路課係員よりそれぞれ説明を聴取、新川（労）児見山（社）本多（自民）各委員笠井副委員長（社）より、道と開発局の事業量に関する各別の資料の提出、町村別配分の問題等について質疑及び意見があり、企画課長より答弁、道と開発局の事業量に関する資料の提出を要求の後、一旦休憩、午後三時十五分再開、資料の作製についてはなお時間を要するので本日は資料の提出を待たず質疑を続行することとし、笠井副委員長（社）より、事業別の賃金と事業量の問題、営林局の事業に対する就労の問題等について、秋山委員（協ク）より、かんがい排水、暗きよ、客土事業等における開発局と並行した進め方、町村別配分の実施時期、救農事業の実施と町村の被災者就労の問題等について質疑及び意見があり、土木部長、農地開拓部長、農地開拓部総務課長、企画課長、森林企画課係員より答弁。

② 次に道外よりの救援物資の着荷状況並びにその配分状況、国民健康保険関係等について社会課長より説明を聴取、午後四時十五分散会。

〇十一月十九日 午後一時五十五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（自民）より、事業別配分計画に関する資料について説明を求め、土木部長、企画課長、農地開拓部総務課長、森林企画課係員よりそれぞれ説明を聴取、ついで救農事業推進本部の設置に

ついて企画課長より説明を聴取、笠井副委員長（社）より、救農事業推進本部の業務範囲、東鷹栖村の薪炭材払下申請に対する回答遅延の問題、救農事業実施時期の見通し、農家の就労の状況、請負に出した場合の業者の協力状況、団体営土地改良の場合、就労問題、民間事業の計画の問題等について、児見山委員（社）より、開発局関係の事業の箇所付の問題、道と開発局の連絡の問題、小規模土地改良の箇所付の見通し等について、渡部委員（社）より、民間事業特に国鉄関係事業の内容及び民間事業計画の樹立について、大沢委員（自民）より、民間事業の予定している事業内容、予約米概算金の返納問題、今後の総括的な中央折衝の問題等について、伊藤（弘）委員（自民）より、造材事業に対する救農計画と実情との喰い違い、石狩支庁管内開拓関係事業の実施時期等について、堀委員（社）より、開拓関係事業計画と実施の見通しについて、中牧委員（自民）より、民間事業の冷害対策計画へのとり入れに対する考え方について、本多委員（自民）より、民間事業の問題、事業配分における不均衡調整の問題、市町村道路の問題に対する早急対策の樹立等について、増田委員（社）より、被災者に対する見舞金品の取扱い状況及び見舞救援物資輸送に関する国鉄との折衝経過について質疑及び意見があり、土木部長、農務部長、企画課長、農地開拓部総務課長、森林企画課係員、土地改良課係員よりそれぞれ答弁、ついで中央折衝委員の派遣については委員長一任とすることに決定、今後の委員会の運営について協議の後、午後三時五十三分散会。

〇十一月二十八日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（自民）より、中央折衝経過について報告を求め、笠井副委員長（社）より報告があり、予約米概算金利子補給問題について農政課長より説明を聴取、本多委員（自民）より、市町村道改善に対する補助率引上げ問題のその後の経過について、西島委員（

自民)より、亜麻種子補助の問題の経過について、渡部委員(社)

より、種籽国庫補助増額決定の見通しについて、秋山委員(協ク)

より、種籽国庫補助が増額されない場合の道負担の問題について、

笠井副委員長(社)より、種籽確保の状況並びに代金決済状況につ

いて質疑があり、総務部次長、農政課長、農業改良課長より答弁。

② 次に提出資料に対する説明聴取を行い、三十一年度救農土木事業

実施計画経過調について財政課次長、伐採調整資金支庁別割当につ

いて林務部次長、三十一年度救農事業支庁、市町村別内訳について

農地開拓部総務課長、自作農資金支庁別配分額について農地課長、

北海道市町村別救農土木事業労務費調について土木部長、三十一年

冷害国費失対事業新規特別認証地域について職業安定課長、冷害対

策学校給食国庫補助の決定及び実施計画について道教委保健体育課

長、冷害による中小企業金融対策について商務課長よりそれぞれ説

明を聴取、笠井副委員長(社)より、種籽の自管内及び他管内消費

状況、種籽配分完了の見通し等について、高橋(石)委員(協ク)よ

り、自作農維持資金の貸付方針について、秋山委員(協ク)より、

中小企業金融に関する業者の選定方法、信用保証協会の保証料徴収

の問題、計画書にのらない箇所に対する失対事業実施の問題、学校

給食における児童生徒の対象者選定の方法等について質疑及び意見

があり、農業改良課長、農地課長、道教委保健体育課長より答弁。

③ 次に救農事業等実施状況調査の委員派遣について諮り、道南方面

後志、渡島、松山、胆振、日高各支庁管内に新川(労)堀野(社)

増田(社)中牧(自民)伊藤(弘)(自民)各委員、道央道北方面石

狩、空知、上川、宗谷、留萌各支庁管内に桶谷(自民)橋本(正)

(社)児見山(社)秋山(協ク)本多(自民)各委員、蒔田委員長

(自民)笠井副委員長(社)、道東方面十勝、釧路国、根室、網走各

支庁管内に堀(社)西島(自民)渡部(社)高橋(石)(協ク)大沢(

自民)各委員、期間は十二月六日より七日間程度とすることに決定、

午後二時十六分散会。

○十一月二十九日 午前十一時八分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長(自民)より、昨日に引続き質疑を続行する旨を述べ、

秋山委員(協ク)より、救農土木事業の町村配分の問題、既定予算

による救農事業実施の問題、林務関係事業における作業現場が遠距

離の場合の措置、救農事業実施における被災農民の就労確保の方法、

伐採事業消化の問題、造材事業と脱落者対策、被災農家の妊産婦並

びに凶作に起因する精神病者対策等について、児見山委員(社)よ

り、救農土木事業におけるアンバランス調整の財源の問題、学校給

食に関する町村負担分の財源措置の問題、義捐金並びに救援物資の

配分方法と今日までの集計、救農土木事業における砂利敷工事の砂

利の採取から散布までの間の経費等について質疑及び意見があり、

応答があつて、冷害地保健衛生対策実施計画(巡回診療相談班)に

ついて衛生部長事務取扱より説明を聴取、ついで質疑を続行、笠井

副委員長(社)より、砂防工事実施の問題、漁港工事の実施箇所と

被災農村からの距離の問題、農地災害復旧工事の完了と補助金交付

の問題、伐木造材等の事業における脱落者対策、国鉄関係事業の内

容と実施方法の問題等について、堀 委員(社)より、救農関係事

業の消化の問題とアンバランス調整の問題並びに調整に関する予算

計上の見通しについて、増田委員(社)より、年末を迎えて救農事

業の総休の推進の見通し、財政再建指定団体における単独起債の問

題、伐採所要限度と造材時期の問題、伐調資金において後志、渡島、

松山各支庁関係分のない理由、学校給食における救済範囲の見直し、

恒久対策樹立の問題等について質疑及び意見があり、土木部長、衛

生部長事務取扱、林務部次長、企画課長、農地開拓部総務課長、農

業改良課長、道教委保健体育課長より答弁。

② 次に請願、陳情の審査を行い、恒久対策に関するものについては

保留とし、応急対策に関する請願第三百三十九号、第三百五十一号、第三百五十八号、第三百六十三号、陳情第五百三十八号、第五百三十九号、第五百四十二号乃至第五百四十四号、第五百四十七号、第五百五十号乃至第五百六十二号、第五百六十六号、第五百七十三号乃至第五百七十九号、第五百八十一号乃至第五百八十三号、第五百八十六号、第五百八十七号、第五百八十九号乃至第五百九十二号は、いずれも採択に決し、一旦休憩、午後二時十分再開。

③ 冷害恒久対策の樹立について農政課長より説明を聴取、秋山委員（協ク）より、恒久対策として馬鈴薯対策の打ち出し方、防風防霧林の造成対策のとり入れ方等について質疑及び意見があり、農政課長より答弁、ついで本多（自民）秋山（協ク）委員、笠井副委員長（社）間に委員会における恒久対策の扱い方について意見の交換があつた後、笠井副委員長（社）より、中央における寒冷地農業確立対策審議会設置法案に対するその後の動きについて、西島委員（自民）より、本法案に対する道の受入体勢の問題について、本多委員（自民）より、本法案が成立した場合道の対処方針について質疑があり、企画課長より答弁。

④ 次に昨日の秋山委員（協ク）の種糶補助の問題に関する質疑に対する総務部次長、農業改良課長の答弁を聴取、ついで本多委員（自民）より、第二回臨時道議会で議決された救農事業関係予算の配賦状況、起債許可の見直し等について質疑があり、総務部次長より答弁、予約米概算金利子補給の問題に関する中央の状況について農政課長より説明を聴取、今後の中央折衝については目下上京中の委員の帰庁を待つて検討することとし、午後三時三十分散会。





全国都道府県議会議長会

○十一月七、八の両日 東京都丸の内会館において幹事会を開催。その概要次のとおり。

第一日

会長挨拶の後、新任富山県議長船橋順治氏を紹介、会長指名により京都府議長より地方財政確立対策協議会の経過並びに地方制度調査会第四次第一回総会の経過について報告、ついで次の諸事項を協議した。

- 一、第三十五回定例会議決定事項の処理について
- 一、右決定要望事項の運動方法について

一、新市町村建設促進審議会及び都道府県農山漁村振興対策審議会等の委員に府県議会の代表者参画措置方について
その他、次回定例会の開催地、本会経常経費予算等について

第二日

第一日の決定要望事項について、自民党総務会長、同政調会長及び社会党政策審議会長にそれぞれ面接懇請するとともに、その他につ

いても要望書を提出実行運動を行った。

九都道府県議会事務協議会

○十一月六、七の両日 広島県議会において地方自治法改正後の常任委員会の改編等議会運営問題を中心として事務協議会を開催した。主なる協議事項次のとおり。

- 一、常任委員会の改編並びに議会運営委員会等の改廃について
- 一、議員報酬、費用弁償の改正について
- 一、元議員に対する待遇並びに永年勤続者の表彰について
- 一、議員の共済制度について
- 一、閉会中の委員会活動並びに請願等の取扱いについて

九都道府県議会議長会

○十一月二十八、九の両日 大阪府において開催、その概要次のとおり。

第一日

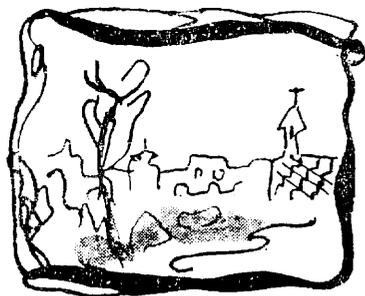
地元大阪府議長挨拶の後議事に入り、先づ前回会議決定事項の処理について京都府議長から報告、ついで協議に入り、次の諸事項を協議強く関係方面に要望することを議決した。

- 一、地方財政確立について
- 二、義務教育施設国庫補助金の確保について
- 三、国直轄工事の負担率の是正について

四、公職選挙法の改正について

五、政府関係中小企業金融機関に対する財政投融资の増額について
第二日

松下電子工業株式会社高槻工場視察。





「昇給ストップ(延伸)條例」の効力について

近年地方財政の逼迫から、その再建計画の一環として全国的に昇給延伸問題が種々論議の種となつてゐるが、今回、さきに岩手県教組が県の延伸条例(職員)の給与に関する条例の臨時特例に関する条例)中第七条(昇給期間の延伸に関する条文)の無効と取消を求め係争中のところ盛岡地方裁判所において敗訴の判決を受けたが、組合側は、同判決中に昇給権の存在を認めておることにより有利な判例を得られたものとして控訴しないことに決した模様であり、県側はこの点については深い不満をもつてゐるやに報道されてゐるので今回入手した同判決書の全文中その要点を記して参考に供したい。

なお、この資料は「昇給ストップ条例」の効力を争う部分を主として採録しその他の部分については割愛した。

一 問題及び判決の要点

請求の主旨

原告(県教組側)は、被告(県側)が、昭和二十九年三月三十一日公布した「一般職の職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例」及び「市町村立学校職員の給与等に関する条例」中第七条に関する公布処分及び同条例第七条の無効、取消を求める。

(注) 請求に関連する関係条例部分の対比

1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年岩手県条例第四八号)

市町村立学校職員の給与等に関する条例(同 第四九号)

各第十二条。職員が現に受けてゐる昇給を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の中において、直近上位の号給に昇給させることができる。

一、現に受ける給料月額と直近上位の給料月額との差異(以下「差額」と略稱する)が七百円未満である者にあつては、六月以上。

二、差額が七百円以上千五百円未満である者にあつては、九月以上。

三、差額が千五百円以上である者にあつては、十二月以上。

(以下略)

2 一般職の職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例

(昭和二十九年岩手県条例第一九号)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の臨時特例に関する条例

(同 第二〇号)

第七条(第一項本文略)

一、この条例施行後初めて昇給させる場合には、給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間に六月を加えた期間。

二、前号の規定の適用を受けた次に昇給させる場合には、給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間。

三、前号の規定の適用を受けた次に昇給させる場合には、給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間に六月を加えた期間。

前項各号に規定する規程内に昇格させた場合においては、昇格したことによりそれぞれ同号に規定する期間を経過して昇給したものとす。

請求の原因（理由）

一、臨時特例条例第一九号及び第二〇号の各第七条は次の理由でいづれも違法である。

1 条例の制定手続が法律に違反している。

イ、旧教育委員会法第六十一条以下の規定に違反している。

ロ、地方公務員法第五條第二項の規定に違反している。

二、臨時特例条例は制度的にも財政的にも、制定実施しなければならぬ実質的必要性がなかつた。

三、原告らは、臨時特例条例の施行により、昇給請求権又は昇給請求権を取得するという期待権、少くとも法律上保護に値する昇給に関する利益を侵害された。

四、臨時特例の条例は一般不特定多数者を対象とするのではなく、特定教職員のみを対象としている。（臨時特例条例第八条に「給与等条例施行後において新たに教職員となつた者については、この条例は適用しない」と定めている。）

判決の要点

一、本件臨時特例条例は行政訴訟の対象となり得る行政処分であるか。

一般に条例は、原則として行政訴訟の対象となり得る行政処分とはなし得ないが、条例そのものの施行によつて当然に直接特定の者の具体的権利義務に法律上の効果を生ずるものについては条例に対し直接に行政訴訟を提起し得る。従つて当該条例の施行により当然に六カ月づつ二回にわたり昇給を延ばされるという直接具体的な効果を生ずる。

として被告の主張「本条例は抽象的、一般的規範であつて行政処分そのものでない」を失当とした。

二、条例の公布行為は行政訴訟の対象となり得るか。

一般法令の公布は、これのみを行政訴訟の対象とする実益はないが、条例の公布は、一般法令の外部に対する単なる表示行為と異なり、住民の權益を保障する使命を付託されているものでそれ自体、独立して行政訴訟の対象となり得る性質を有している。

として被告の主張「公布それ自体独立の行政処分として、国民の権利義務に直接影響を及ぼすものでない」を失当とした。

三、原告主張の昇給請求権は給与制度の反射的利益にすぎず、権利ないし法律上の利益ではなく、従つて原告は条例施行により侵害されるものがないから、本件訴を提起する利益がないからどうか。

公務員は労働関係の特殊性から争議権行使の禁止、団体交渉権行使の制限により給与その他の経済条件の向上を図り得る唯一の途を、法的に拘束力のない人事委員会（又は公平委員会）の勧告にしか求め得ないとすれば、昇給措置を受け得る利益は、高く評価されなければならぬのであつて単なる反射的利益とは解されず、現行給与制度によつて保障されている利益であり、法律上の保護に値する利益であると解するのが担当である。

として被告の主張「昇給請求権は単に任命権者に対して昇給を希望し、意見を具申し得る事実上の利益又は反射的利益若しくは勤務条件の措置要求等をなし得る行政審判手続上における保護法益にすぎない」を失当とした。

四、旧教育委員会法第六十一条（原案送付権）以下の規定に違反してないか。

旧教育委員会法第六十三条の三の規定は、地方公共団体の長が教育事務に関する議案を提出するに当つては、特段の事由がない限り、教育委員会の原案の送付を待つべきものとしてその原則を規定した

ものであるが、知事は、地方公共団体の統轄者として議会に議案を提出する権限を有しており、教育委員会の原案の送付を発案の絶対的要件とするものでない。

とし、原告主張「原案送付の手続は固有の要件である。」の違法の瑕疵ある提案ということができないとした。

五、かりに旧教育委員会法第六十一条の規定に違反しないとしても、昇給に関する利益が法律上の保護に値する利益だとすれば、原告の右利益を侵害し違法となるのではないか。

公務員の昇給に関する利益が法律上の保護に値する利益であることと、時に国又は地方公共団体において適法に公務員に不利益に昇給期間を変更し得ることとは両立しないものではなく、国又は地方公共団体において公務員制度の明文又はその精神に違反して変更したときに初めて利益侵害を惹起するに過ぎず、従つて、本件条例に規定する昇給期間の延伸をしても現行公務員制度を破る違法の処置といふことはできない。

とし、本件特例条例の違法であることを前提とする無効確認請求は、その理由がないからこれを棄却すると判示した。

二 資 料

判 決 理 由

第一 被告らの、原告ら主張の第一次の請求に関する本案前の答弁に対する判断

一、本件各臨時特例条例第七条は行政訴訟の対象となり得る行政処分であるか。

1 地方公共団体はその事務に関し固有の法を定ずる権能を有する。これはいわゆる自治立法であり、広義の行政立法ではあるが、国の行政権による立法と異り、地方公共団体という一種の部分社会の法としての性格を有し、地方公共団体の地位及び権能によつて限界づけられる。地方公共団体

の条例及び規則がこれである。ところで条例は地方公共団体の議会が議決し長がこれを公布するのであつて、一般に条例は原則として行政訴訟の対象となり得る行政処分とはなし得ない。

何故なれば、条例は直接には当該地方公共団体の住民に対し権利を制限し又は義務を課するといふ効果を生ぜず、通常各条例に基いて更に行政処分が行われて初めて現実の効果が生ずるからである。この場合には、条例によつてはいまだ当然に法律上の効果を生じていないから直接条例に対して行政訴訟を提起し得ないのは当然であり、右条例に基いて行政処分が行われて初めて訴権が生ずるのである。

もとより裁判所は具体的な事件についてその事件の審理の前提としての民法令の効果ないし解釈をなすのであつて、抽象的に法令自体の効果ないし解釈を問題とすることを得ない。これらの法令の効果又はその解釈は、その法令が直接に、又はその法令に基く行政処分によつて間接に違法に人民の権利利益を侵害した場合に、それに対する訴訟において初めて裁判上の問題とされ得るのであつて、具体的な事件における法の適用を離れて、直接に法令自体の効力又は解釈を争う訴は許されない。それは当事者間の具体的な権利義務に関する訴訟、すなわち「法律上の争訟」に該当しないからである。

2 しかし条例の制定のような立法行為であつても、それが具体的な処分的意味を持つ場合がある。すなわち条例そのものの施行によつて当然に直接特定の者の具体的権利義務に法律上の効果を生じ、これに基いて更に行政処分の行われることを要しないような特別の場合においては、何ら通常の行政処分と異なるところがないから、条例に対し直接に行政訴訟を提起し得るものと解すべきである。若しそうでないとすればこの場合には条例が違法であり、権利の侵害があるにもかかわらず、全く行政訴訟を提起する途が存しないこととなり、その不当であることはいふまでもない。

3 本件各臨時特例条例はその各第八条において「給与等条例施行後において新たに教育職員となつた者についてはこの条例は適用しない。」と定め、その適用対象者を給与等条例及び給与条例施行以前の原告らを含む教職員のみ限定していることは明らかであり、また、本件各特例条例第七条は「給与等条例第二条第二項に規定する教職員については、それぞれの教育

職員について左の各号の一に該当する場合には同号に規定する期間を経過した場合でなければ、昇給させることができない。

但し給与等条例第十二条第三項に該当するものを除く。一、この条例施行後初めて昇給させる場合には給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間に六カ月を加えた期間。二、前号の規定の適用を受けた次に昇給させる場合には、給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間。三、前号の規定の適用を受けた次に昇給させる場合には、給与等条例第十二条第一項各号に規定する期間に六カ月を加えた期間。前項各号に規定する期間内に昇格させた場合においては、昇格したことによりそれぞれ同号に規定する期間を経過して昇給したものとす。と規定し、これによれば、原告ら特定の者は右条例の施行により当然に六カ月づつ二回に亘り昇給を延伸されるという直接具体的な効果を生じ、更に任命権者の各所轄教育委員会の昇給停止という特別の処分を要しないものといわなければならない。だとすれば本件各臨時特例条例第七条は条例の形式をとつていても、実質は行政処分と異なるところがないのであり、その施行により権利若しくは法律上の利益を侵害されたと主張する場合これに対し行政訴訟を提起し得べきものといわなければならない。

この点の被告らの主張は失当である。

参 照

原告の主張

条例は一般にこれを行政処分とはいい得ないけれども臨時特例条例は施行以前に採用された教職員に限定している。

一般に法令が直接には権利を侵害する効果を生せず法令に基いて更に行政処分がなされて初めて現実の効果を生ずる場合と、法令によつて直接に権利を侵害する効果を生じ、これに基いて更に行政処分が行われることを要しない場合とがある。前者の場合には法令によつていまだ現実に権利侵害はないから行政訴訟を提起し得ず、右法令に基き行政処分が行われて初めて訴訟を提起し得べき理であるに反し、後者の場合は特別の行政処分の行われるのを待たず、法令により直接に権利の侵害が生ずるのであるから、法令に対し直接に行政訴訟を提起し得べきであ

る。若し然らずとれば、後者の場合は、行政処分は全然行われないのであるから、法令が違法であり、権利の侵害があつても行政訴訟を提起する途がない結果となるのであり、これは基本的な人権の尊重を強調する憲法の下において認めることのできない結論である。

右条例の施行により任命権者としては当然に昇給発令を禁止されることとなるから、昇給該当者の「一定の期間が経過すれば」昇給請求権を取得するという期待権の条件成就を妨げることになり若しくは期間経過後においては昇給請求権そのものの行使を妨げることになる。右結果の発生については何ら任命権者の特別の行為を要しない。これは「命令により直接に権利義務を実現するの効果を生じ、これに基いて更に行政行為の行われることを要しない」場合に該当し、行政訴訟の対象となり得るものといわなければならない。

被告の主張

1 行政処分の対象となる行政処分とは行政庁が法に基いて支配的又は優越的意思の発動として国民に対して行う単独行為にして、その結果具体的な権利義務又は法律関係に法律効果を及ぼすものをいう。しかるに右特例条例は、地方公務員法、教育公務員特例法、市町村立学校職員給与負担法に基いて給与制度を定めた条例であり行政処分ではない。

2 昇給に関する規定は、任命権者の権限である昇給発令の基準を定めたもので、直接個々の職員の給与の額を定めたものではない。職員各自の具体的な給与の額が決定され、給与に関する請求権が発生するのは、任命権者の昇給発令処分を待つて初めて然るのである。この点から臨時特例条例は抽象的、一般的規範であつて行政処分そのものではない。

二、本件各臨時特例条例の公布行為は行政訴訟の対象となり得る行政処分であるか。

1 地方自治法第十六条は、地方公共団体の長が、議会において議決した条例を公布する手続について規定している。一体条例を含めた法令の公布行為の性質について考えてみるのに、法令の公布は意思表示的行為ではなく一定の精神作用の発現について専ら法規の定めるところによりその効果を

生ずる準法律行為的行政行為であり、議会の議決によりその内容の確定した法を外部に表示する行為である。すなわちその効力未発動の状態にある法を、権威的に開知せしめてその効力を発動せしめるための行為である。

従つて一般法令の公布は、議会等立法機関の内容を確定した法の成立要件であると同時にその効力発生要件ではあるが、内容の確定行為に対する附加的補充的のものにすぎないから、通常これのみを行政訴訟の対象とする実益がないものといわなければならない。

2 ところが条例の公布は一般法令の公布と大いに異なるものがある。地方自治法第七十六条は「議会における条例の制定について異議があるときは、長はこの法律に特別の定があるものを除く外その送付を受けた日から十日以内の理由を示してこれを再認識に付することができる。(一項)前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときはその議決は確定する。(二項)議会の議決……が権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、長は理由を示してこれを再議に付させなければならぬ。(四項)前項の規定による議会の議決がなお権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反するときは、長は議会を被告として裁判所に出訴することができる。(五項)」と規定し、条例は議会の議決によつて一応内容が確定するが、これに対し長が再議を求めるといふゆる長の拒否権の制度が認められているのである。議会と長の両者の抑制均衡により条例による住民の権利利益の侵害を防止しようとする建前の下に規定されているのである。

従つて一般法令の公布の場合における公布機関は一の表示機関にすぎないのであり何ら法令の内容に関与するものではないのであるが条例の公布の場合の長は、これと異なりその外に条例の内容に関し議会と共に詳細判断をなし、住民の権益を保障する使命を付託されているのであり、長が議会の議決した条例に異議を述べず再議に付させないで公布したときは、右公布行為自体一見一般法令の公布行為と何ら異なることのない外形をしているのであるが、右行為には一般法令の公布行為の性質を有すると同時に、条例に関する議会の詳細判断を不当ならずとし、或は違法ならずとする長の評価判断をも包含するものといわなければならない。一般法令の公布の場合と同日に断ずることはできないのであり、それ自体独立して行政訴訟

の対象となり得る性質を有するものといわなければならない。
この点の被告らの主張もまた失当である。

参 照

原告の主張

条例は議会の議決があつたのみでは単に自治体内部の意思決定があつたにとどまり、公布のない限りその効力を生じないのであつて、これが効力発生の要件たる公布処分は、議会の議決とは全く独立した地方公共団体の長の権限に基く行政処分であり、しかも再議に付させないで公布した以上議会の議決を適法と認めてなしたものであることは勿論である。然して議会の議決たる条例の制定それ自体に内在する違法は、公布処分に承継せられるから、条例の制定自体に存する違法を理由としてその公布処分の効力を争い得ること明らかである。

被告の主張

条例の公布は行政処分ではない。条例の制定又は改廃は地方公共団体の議会の議決によつて成立する。成立した条例は一般に周知させる目的で公示されるのであるが公布はそれ自体独立の行政処分として国民の権利義務に直接影響を及ぼすものではない。假りに条例によつて直接法律関係が形成され又は変更されることがあり得るとしても、それは条例そのものの効力であつて、公布行為の効果ではない。

三、原告ら主張の昇給請求権は給与制度の反射的利益にすぎず、権利ないし法律上の利益でなく、従つて原告らにおいて本件各臨時特例条例の制定施行により侵害されるものがないから、本件を提起する利益がないかどうか。

1、行政訴訟は訴権を有する者のみがこれを提起し得る。行政訴訟において訴権を有する者は、行政処分により自己の権利を毀損された者であるが、この権利の範囲については、行政訴訟の目的からいつて必ずしもこれを厳格に解すべきではなく、単なる感情的、道義的利益又は法規の反射的利益にすぎない。

い場合を除き、公権たる私権たるを問わず広く自由権をも含み、またそれが権利とまではいい得なくとも、法律上保護されるべき利益ならば、これを害された事を理由として行政訴訟を提起し得るものと解すべきである。

2、しからば本件において、原告らはその主張するように侵害されたとする権利又は法律上の保護に植する利益を有しているであろうか。

イ、地方公務員法は地方公共団体に近代的公務員制度を確立することを目的としたものであり、その意味では国家公務員法と根本的祖を等しくするものである。もつとも地方公務員制度においては、地方自治の本旨の實現に資することを窺極の目的とされる以上、地方公共団体の自主性を確保し、その多様性に適合せしめるといふ要請から、自ら国家公務員制度と異なるものがあるとはいへ、近代的公務員制度の諸原則、例えば公務の平等公開、成績本位の原則、職員の政治的中立性、職員の身分保障、職階制、利益の保護に関する基準、専門的中立的な人事行政機関の設置等の原則は地方公務員法にも取り入れられている。

ロ、ところで公務員が労働法上労働者に該当するが、従つて労働者に対し憲法上認められている地位が公務員にも与えられるが、特に争議権の存否を總つて議論の分れるところである。勤労者とは労働を提供した対価として生活手段たる賃金を得る者であつて、公務員といへどもこの意味では勤労者といわなければならないのであり、従つて憲法第二十八条にいう「勤労者」には本来公務員を含まないものであるとは解することができない。しかしながら公務員の労働関係は、一般私企業における労働者のように労使対抗の関係ではなくして、公務員の労働関係の相手方すなわち実質的使用者は国民であり、その関係は国民全体に対する俸仕の関係である。そこに一般労働者が憲法により与えられた諸権利は、公務員の労働関係の特殊性から自ら制約を受けるのは当然である。公務員が、その労働の対価としての給与及び経済的利益の向上について一般労働者がなし得ると同じように団体交渉権及び争議権を手段として形式上の使用者たる政府又は地方公共団体に對し要求することができないのもこのためである。

ハ、このように本来勤労者であり、たとえ憲法上保障せられるべき争議権等の行使を禁止されているとはいへ公務員に対しては、形式上の使用者たる国又は地方公共団体は、その当然の義務として公務員の生存権の保障を考

慮すべきであり、その福祉及び利益の保護については適切な措置を講ずべきであつて、ここに身分保障特に給与の根本基準の確立及び国においては人事院の、地方公共団体にあつては人事委員会又は公平委員会の給与勧告の制度が設けられているのである。

ニ、しかして地方公務員法は国家公務員法に対応して給与その他の勤務条件の根本基準、給与に関する条例の規定事項及び給料額の決定、給料表に関する人事委員会の報告及び勧告について詳細に規定しているが、同法第二十五条は昇給の基準に関する事項は、給与に関する条例中に必ず規定すべきことを定めている、しかして右条例は、国家公務員法第六十五条に定める給与準則に対応するものであるから、右条例で昇給に関する基準を規定するに当つては、国家公務員法における昇給基準と同様勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められるべきであることはいふまでもない。

このように地方公務員法は国家公務員法と同様、給与制度の重要不可欠な一要素としての昇給に關し詳細な規定を設けた所以のものは、もとより任命権者の権限に属する昇給措置の基準を定め、公平と統一性を保障することにあること勿論である。が、一方職員の側からみれば、設定基準に該当する諸要件を具備するに至れば昇給措置を受け得るとの期待を抱くのは当然であり、事実職員の生活規模の拡大膨脹に伴い、かかる昇給による給与の増大なくしては生計の維持従つて職務の遂行は不可能である点に鑑み、職員の昇給に關する利益は現行給与制度によつて保障されている利益であり、法律上の保護に値する利益であると解するのが相当である。殊に前段において説明したように、公務員の争議権行使の禁止、団体交渉権行使の制限により、公務員が給与その他の経済条件の向上を図り得る唯一の途を、法的に拘束力のない人事委員会又は公平委員会の勧告にしかこれを求め得ないとすれば、昇給措置を受け得る利益は昇給請求権自体又は期待権とまではいい得ないにしても相当程度高く評価されなければならないのであつて、これを単なる給与制度に伴う反射的利益又は事実上の利益とは解せられない。もとより昇給せしめるかどうかは結局任命権者の判断に俟つべきであるが、任命権者は所要の資料に基いて判断した結果、基準該当者であると認定した場合は昇給せしめる義務を有するのであり、何ら特段の事

由がないのに給与制度に反しても恣意的に昇給措置をとることを差し控えることは許されないものであり、かかる任命権者の不作為自体によつて昇給に関する利益が侵害されたとすれば、右侵害に対してはこれを行政訴訟の対象として司法裁判所に告訴しこれが救済を求めることができるものといわなければならない。

3、本件において前記給与等条例第十二条給与条例第十四条はいずれも「職員が現に受けている昇給を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職場の級における給料の幅の中において、直近上位の号給に昇給させることができる。一、現に受ける給料月額と直近上位の給料月額との差額が七百円未満である者にあつては六カ月以上。二、差額が七百円以上千五百円未満である者にあつては、九カ月以上。三、差額が千五百円以上である者にあつては、十二カ月以上。」と定め前者にあつてはその第四項において「前三項に規定する昇給は、その昇給が予算の範囲内において行われるために県教育委員会が指示する基準によらなければならない」と定め、後者にあつては、その第四項において、「前三項に規定する昇給は予算の範囲内で行わなければならない」と規定していることは明らかである。原告らは、本訴において、右各条例の定めるところにより昇給措置を受けることを期待し得る地位にあつたという、その昇給に関して有する利益は法律上保護するに値する利益であり、これを本件各臨時特例条例の制定施行により侵害されたと主張するのであるから、原告らは本件訴を提起する利益があるものといわなければならない。

この点の被告らの主張もまた失当である。

参 照

原告の主張

1 憲法は国民に最低限度の生活を営む権利を保障し（第二十五条）、特に勤労者については団結権、団体交渉権、その他団体行動権を保障し（第二十八条）、一般勤労者については、労働組合法等の労働三法があり、一般私企業においては、労働条件について労働者と使用者と対等の立場において決定すべきものとして

2 地方公務員については争議行為を一切禁止され（地方公務員法第三十七条）僅かに職員団体の結成及び団体交渉権を認められているにすぎず、微弱な力しか持ち得ない。

そこで地方公務員法においては、争議権を剝奪した代償として、勤務条件等人事行政に関する根本基準を確立した。すなわち同法第二十四条は「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず、給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とし、第二十五条は、給与に関する条例には給与表及び昇給の基準を規定すべきことを命じている。

このような条例の規定によつて保障される公務員の利益は、当然法律の保護するところであり、若しこれが単なる事実上の利益ないし反射的利益にとどまるならば、地方公務員法第三十七条が僅か憲法の保障する基本的人権たる争議権を剝奪したこと自体違憲となるわけで、同条を合憲であると解するためには、条例により規定せられた昇給の基準に基き公務員の受ける利益は、法律上保障されたものと解する外はない。

3 公務員は任用によつて特別権力関係に入り、その活動は強く制限を受ける代りに、その身分は強く保障され、生活の唯一の基礎である給与については、最も強く保障されるべき性質のものであるが、官庁の組織は厳格な上級下級の階級制度に分れており、公務員は、その勤務年限、勤務成績に応じ順次上級に昇給せしめる仕組になつてゐる（地方公務員法第二十三条、教育公務員特例法第三条の三）従つて、一定条件に適合する限り必ず昇級昇格せしめる義務があり、任命権者の任意に左右し得ないものである。

4 以上昇給に関し公務員の受くべき利益は、法律上の利益であり違法に侵害された場合、救済手段としての人事委員会の勧告は、何ら法律的強制力がない。それ故右利益の侵害に対しては司法的救済を求め得べきものといわなければならない。

5 一定の条件の下に昇給する権利ないし利益は、条例所定の昇給期間の最終日到来前においては一定の期間良好な成績で勤務すれば、昇給請求権を取得するという期待権であり、右期間経過後においては現実化した昇給請求権である。従つて法律上保護されるべき利益といわなければならない。

被告の主張

1 給与条例中昇給に関する規定は、任命権者の昇給発令の一応の規準を定めたとどまり、職員に昇給請求権ないし昇給を請求する法律上の地位を設定したのではない。

職員が一定の条件の下に一定の時期が到来すれば、昇給するであろうことを期待することができるとしても、任命権者の運用方針の変更によつて昇給できないこともあり得るのであり、また昇給の条件である勤務成績が良好なりや否やの判定も任命権者の権限であるから、その判定基準が変更することもあり得るのであつて、一定期間を経過したからといつて当然に昇給できるとは限らない。定期昇給の場合でも一定期間の到来によつて当然に任命権者に昇給発令義務を生ずるのではない。

2 なお職員の勤務成績の評定は、全面的に所属長に委ねられているので、昇給については、定期昇給の場合も含めて、所属長の内申を要することは勿論であり、その内容は職員の勤惰、服務の実績等を考慮することになつてゐる。

3 給与条例における昇給発令条件としての期間は、これらの期間未満では昇給できないというだけで、この期間を経過した場合当然に昇給させるという趣旨ではない。「良好な成績」とは勤務成績の評定が良好とされたもので任命権者の判断が加わる。

「予算の範囲内」とは昇給に要する経費に充当し得る予算の範囲内という意味であり、昇給発令は任命権者の権限であり、条例はその基準を定めたものである。

すなわち任命権者が昇給させることができるのは、一定期間勤務しかつ成績が良好であるばかりでなく、所要の予算の範囲内という三個の要素が具備したときであり、以上の要素は、任命権者又は費用負担者の裁量又は予算措置にかかつているのであるから、それらの行為を待たずに或る時点において当然具体的権利として発現するものではない。

これを要するに昇給請求権なるものは、裁判所に主張し得る権利ないし利益ではなく、単に任命権者に対して昇給を希望し、意見を具申し得る事実上の利益又は反射的利益若しくは勤務条件の措置要求等をなし得る行政審判手続における保護法益にすぎない。従つて臨時特例条例によつて何ら権利又は法律上の

利益を侵害されたことにならないから権利保護の利益を欠くものといわなければならぬ。

第二 よつて原告ら主張の第一次の請求に關する本案の判断

原告らはそれぞれ別表記載（別表省略）の岩手県内小、中、高等学校に勤務する教育公務員であり、それぞれ給与条例、給与等条例の適用を受けるものであり、別表記載の日にその記載の級号の給料を受けていたこと、原告ら主張の日時被告岩手県知事が岩手県議会の制定にかかる原告ら主張の各臨時特例条例を公布し、右各条例第七条の内容が原告ら主張のとおりであること、右議会が右各条例を制定するに際し、被告知事の独自の提案によつたのであり、岩手県教育委員会 の原案の送付がなかつたこと、以上の事実が当事者間に争いが無い。よつて本件各臨時特例条例第七条に原告ら主張のような違法の点が存するかどうかにつき判断する。

一、旧教育委員会法第六十一条以下の規定等に違反していないか。

1 成立に争いのない……各証言を総合すれば次のような事実を認めることができる。

そもそも被告岩手県知事が本件各臨時特例条例案を昭和二十九年三月二十四日第二十一回岩手県議会に提案するに至つた事情は次のとおりである。

イ 当時の教職員の給与実情

1 公立学校の教育公務員の給与体系は、大学、高等学校、小・中学校の三段階に分けたいわゆる三本建制度といわれるものであるが、岩手県における教育公務員の給与制度は、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として昭和二十八年十二月二十五日第十九回岩手県議会において現行の一般的制度として確立され、昭和二十九年一月一日から施行されたのであり、これが給与等条例及び給与条例である。

2 ところでいわゆる三本建制度が確立されるまでの岩手県における教職員の給与制度は、それまで官吏であつた公立学校の教職員が昭和二十四年一月十二日公布の教育公務員特例法により地方公務員となり、その給

与については「国立学校の教育公務員の例による」こととされた。その後昭和二十五年十二月十三日公布の地方公務員法の施行及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、昭和二十七年五月十五日公布の公立学校職員給与に關する条例の施行となつたが、結局なお従前の例によること、すなわち国立学校の教育公務員の例によることとされていゝ。従つて前記給与等条例及び給与条例施行前における初任給基準も国の例によることとされていゝのであるが、岩手県においては、その特殊事情殊に僻地勤務者を優遇するためと無資格教員の多いところから資質の優秀な有資格教員を採用する意味合において国の例よりも一律二号高の初任給で任用される取扱であり、この一律二号高初任給制度がいわゆる三本建制度確立直前における実態であつた。

■ それで前記三本建給与制度すなわち給与等条例及び給与条例により昭和二十九年一月一日以降新たに採用された者の初任給を二号引下げて国の基準どおりとすることとしたため、同日以前に採用された者との均衡を失ふることとなるため、これが対象を如何にすべきかは県財政の節減の問題と結んで昭和二十八年十二月第十九回岩手県議会对における論議の焦點となつた。

IV もつとも實際は全教職員について一律二号高であつたわけではなく、県下約一万三千人の教職員中ある者は事実上の基準より二号高ではあつたが、その余の者はむしろ国の基準以下か若しくは同等であり、その間の凹凸が烈しく極めて複雑な構成であつた。それは教回に及ぶベース・アップと採用基準の度々にわたる改訂に原因するのであつて、かかる不安定な給与の現状を早急に改め、給与体系を整備確立することがかねて被告岩手県を初め関係当事者の懸案であつたところ、三本建給与制度を実施するに当り具体的現実の問題として取り上げられるに至つたのである。

ロ 当時の県財政事情

I しかも被告岩手県は昭和二十七年度以降毎年繰上充用を行い赤字の累積に苦慮しており、その額は昭和二十七年度において五億四千万円、昭和二十八年度は六億円に達してゐた状態であつて、財政の再建こそすべてに優先して断行しなければならぬ緊急の課題であつた。それで昭和

二十九年度予算編成においては、一般職員の人件費一割天引、旅費特例条例の制定による大幅減額を始め、事務費、備品費等消費的経費の極度の削減を図り、更に奨励的補助事業も国庫補助を伴うもの六項目、国庫補助を伴わないもの三十一項目を廃止するの余儀なきに至つた。

II しかし被告岩手県の昭和二十八年度予算約百億円中、教育費は約四十億円で、教職員の給与として計上される額は約二十一億であり、義務教育半額国庫負担法による負担金及び教育費の特定財源として使用し得る平衡交付金並びに授業料収入等を差引いても教育費総額として約四億円の不足を来す実情にあり、しかも県財政総額中に占める教育費の比率は年々累増し、そのうち人件費は八割を占める有様であつたので、被告県としては、財政節減の実を挙げるには国の基準を上廻ると考えられる教職員の給与体系を改めることが必要であり、かつ早急に実施しなければならぬと考へていたやきき、昭和二十八年十二月七日自治庁が財政実地調査の結果、被告岩手県知事に対し、被告岩手県の消費的経費の増加が著しく、特に人件費中教職員給与費については他府県に比較して相当上廻つてゐる故検討すべき旨警告するに及び、教職員の給与問題が烈しい論議的となつたのである。

ハ 当時の被告県と県教育委員会との折衝事情

このように教職員の給与制度改訂の問題は少くとも第一九回県議会以降は、県議会は勿論教育委員会等関係者の間では早急に解決しなければならぬ重大問題となつた。

イ 県の態度

爾來被告知事等県執行部はこれが解決方法に關し県教育委員会との間に折衝を重ねたが、結局その方法としては、教職員の承諾を得た上で俸給を二号切り下げるか、又は昇給を或期間停止すること、若しこれについて承諾を得られない場合は条例を制定しこれによつて俸給を切り下げるか又は昇給を停止するかそのいずれかによる外ないとの結論に達したが、俸給を切り下げることが既得権の侵害になるおそれがあるので、臨時特例条例の制定により今後の昇給を六カ月づつ二回にわたつて延伸する方法が、給与体系を整備する意味においてもまた教職員に与える犠牲の少い点においても最も妥當な方法であり、これによつて年間数千万円

の財政節減が可能であると見込み、なお右の方法を実施した場合生ずるであろう個別具体的な不合理については別途に救済措置を講ずることとし、かくてこれを被告知事の最終案として県教育委員会に示し、この線に副つた同委員会の自主的原案の作成送付を要望した。

■ 県教育委員会の態度

同委員会としては教職員給与の実態は必ずしも被告知事等執行部が考えるように一律二号高ではなく、かつ県財政の窮乏を理由に教職員の定期昇給を事実上一律に停止することは権利の剝奪であり、教育行政上重大な影響を及ぼすのみならず、かかる措置によつて節減を予想される予算というものは極く僅少なもので県財政上実質的にさしたる影響がないとの見解から、県執行部の右申入に反対の態度をとつたが、さればいつて、県教育委員会としては、これを如何に措置すべきかについて具体案を決定しなかつた。

■ 県と県教育委員会との折衝

しかし被告知事としては県教育委員会の立場を重んじ自主的解決等の打出されることを期待して昭和二十九年三月第二十一回県議会の開会当初においてはこれに関する条例の提案を控えたのであつたが、その後被告知事としては、給与制度の改訂によつて財源の節減を図ることを、前述した給与制度の整備確立と合せ所期していたので、新会計年度の始まる前に是非条例制定の運びに至らしめたいと考え、同年三月十七日県教育委員会に対し、正式に書面をもつて昇給延伸の条例の原案を送付されたい旨申し入れた。しかし県教育委員会としてはもともとこのような方法による給与制度の改訂には反対であつたし、県下一万三千人の教職員の生活権にかかわる重大な問題だけに、県下の地方教育委員会の意見を徴したり、資料を慎重検討した上でなければ直ちに結論を得ることは不可能であるとの理由で更に一月の猶予を求めたところ、被告知事は従来からの折衝過程に徴し県教育委員会から原案送付を受けることは到底不可能であり、徒らに日時を空費し第二十一回県議会において成立不能に終るおそれがあると判断し、県教育委員会からの原案送付がないまま同年三月二十四日県議会に本件各臨時特例条例案として提案し、翌二十五日議決され、同年三十一日公布された。

以上の事実を認めることができる。

また……各証言によれば、本件各臨時特例条例制定当時岩手県における教職員の給与水準は他府県に比較して高くはなく、また財政事情にしても赤字で苦んでいたのは全国的傾向で独り岩手県のみではなく、一般財源に対する人件費の膨脹と同様であつたこと、本件各臨時特例条例施行の結果生じた不合理を是正するために、昭和三十年二月千六百十五人の給与の引上に要する予算として約六百万円を計上したが、実際はかかる措置を講じなければならぬ人員は更に多数に上ること、一方各臨時特例条例施行によつて節減できる金額は当初県当局の見込んだものより少額であつたこと、他方右各条例の適用を受ける教職員にとつては、給与、退職手当、恩給の総計において相当多額の経済的損失を被る結果となること、以上の事実も認め難くないのであり、当時の実情に関し更に確定を要する点をないでもないが、右いづれにしても当時そのような給与制度の実態並びに財政事情の下にあつたのであり、右認定を左右するに足る証拠がないのであるから、このような事態の下においては、被告知事としては、これが打開のため何らかの方途を講じなければならぬと決意したのは当然であり、またその方法として条例制定の方法を選択したこと自体政治的又は行政的見地からする当否は別として、そのこと自体何ら違法でないことはいふまでもない。

2 そこで問題は、右各特例条例制定の当否については被告知事と県教育委員会との間に前示認定のような意見の対立等の事情があり、その結果旧教育委員会法第六十三条の三に定める原案送付の手續を経ないまま提案議決されたわけであるが、かかる所要の手續を踏なかつたことにより右各条例は違法となるかどうかについて考へて見る。

イ 旧教育委員会法第六十一条は、教育委員会は教育事務に関するものの議案の原案を、地方公共団体の長に送付すべきものと定めており、この中には教職員の給与に関する条例の制定又は改廃も含まれることはいふまでもない。しかし同法第六十三条の三によれば、地方公共団体の長が第六十一条に規する事項に関する議案を当該地方公共団体の議会に提出するに當つては、教育委員会の原案の送付を待つべきものとし「これを常例とする」旨定めている。これによれば、常に必ずしも教育委員会からの原案の送付

を待つことを要せず、場合によつては、長独自の議案を提出することが認められていることが窺われる。

右法案自体の文字解釈からしても、「常例とする」とある場合は、通常の場合当該規定の定めるところにより教育委員会の原案の送付を待つべきであるが、絶対に教育委員会の原案の送付を待たなければならぬという趣旨ではなく、その例によらないことも許されることを当然に予想しているものと解される。「しななければならない」という規定の仕方をとれば、法的拘束力を有し、これに違反する場合は直ちに法律上の義務違反となるが、「常例とする」場合は、時にはこれに従わなかつたにしても直ちに法律上の義務違反にならないのである。

ロ さればといつて、教育委員会法第六十三条の三の規定は単なる訓示的規定ではない、特段の事由のない限り原則として教育委員会の原案送付を待つた上で議案を提出することを建前としており、地方公共団体の長が議案の提出権を有するからといつて特段の事由もないのに、恣意的に独自の提案をなし得る趣旨に解すべきではない。

何となれば、同法第一条に明定するところ教育委員会制度の趣旨目的、すなわち、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負い、公正な民意を反映し、地方の実情に即した教育行政を行うためには、教育委員会の或る程度の独立性を保障し、教育事務に関する条例等の制定改廃に当つてはその意見を可及的に尊重しなければならないのであり、かかる観点から旧教育委員会法第六十一条以下に教育委員会の原案送付権を規定し、更に第六十三条の三において、地方公共団体の長の議案提出に一個の制約を設け、原則として教育委員会からの原案送付を前提とすることとしたのである。

ハ しかしながら一方地方自治法上、地方公共団体の長は、地方公共団体を統轄しこれを代表する権限者として議会の議決を経べき事件についてその議案を提出する権限を有し、条例の発案権を有することはいうまでもない。しかして教育等の事務自体は地方公共団体の長の職権に属しないのであるが、これらの事務に関する条例についての発案権もなお長に保留されているのである。旧教育委員会法第六十一条以下の規定は地方公共団体の長の発案権を絶対的に排除するものではなく、長は時に教育委員会からの

原案の送付がない場合でも発案することを妨げるものではない。ただこの場合、前記の教育委員会制度の趣旨目的に照らし、可及的に原案の送付を待つべきであり、また必要と認めるときは送付の催告をなす等の措置に出るのが妥当であるが、教育委員会の原案送付を発案の絶対的要件とするのではない。

ニ 本件において、前示認定のとおり、被告知事は県教育委員会の自主性を尊重し原案の作成送付を度々要望していたのであり、一方同委員会としては、昭和二十八年十二月第十九回県議会以来問題となつてきた前示給与問題につき所要の資料を充分に調査検討し得る時間的余裕はなかつたといえないのであるから、教育事務に関し第一次的責任を負担する者としてむしろ積極的に解決案を打ち出すのが当然であるとも考えられるのに、終に教育委員会としての具体案を決定しなかつたという事情の下において、被告知事が独自の発案権に基き条例案を作成し、これを議会に提案するに至つたのは教育委員会制度上結局是認せらるべきところであり、何らその制定手続に原告ら主張のような旧教育委員会法条違背の瑕疵あるものといふことができない。

この点の原告らの主張は失当である。

三 なお旧教育委員会法第六十一条の規定等に違反しないとしても、原告らの昇給に關する利益が法律上の保護に値する利益だとすれば、本件各臨時特別条例の施行により原告らの右利益を侵害し違法となるのではないか。

イ 原告ら教職員の昇給に關する利益が法律上の保護に値する利益であること及び原告ら教職員の地位は国民全体の奉仕者としてのものであり、私企業の場合と異なるものである。

ロ 私企業の労働者の給料その他の労働条件は雇傭契約の際の労働間の契約により決定し、その後のこれが変更も労働間の協定によるべきことは当然であるが、公務員の任用の場合は、その給料その他の労働条件は私企業の労働者の場合と異なり国又は地方公共団体において公務員制度に基き一方的に決定するところであり、その後の変更もまた前同様国又は地方公共団体の一方的に決定するところである。

地方公務員法第十四条に「地方公共団体はこの法律に基いて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように随時

適当に措置を講じなければならぬ。」と規定し、また同法第二十六条に「人事委員会は毎年少くとも一回給料表が適当であるかどうかについて地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な衝告をすることができ。」と規定し、国家公務員法第二十八条第一項、第六十七条もこれに対応する規定をしている。これらの各規定はいずれも前述のように公務員の給料その他の勤務条件が私企業の労働者のそれと異なるもののあることを前提とするものであり、右各規定によつても社会情勢の変化により公務員の給料その他の勤務条件が国又は地方公共団体の一方的決定により有利に変更されることのあるのは勿論、時には不利益に変更されることもあり得ることを看取するに十分である。

ハ 公務員の昇給に関する利益が法律上の保護に値する利益であることと、時に国又は地方公共団体において適法に公務員に不利益に昇給期間を変更し得ることは両立しないものではない。国又は地方公共団体において公務員制度の明文又はその精神に違反して変更したときに初めて利益侵害を惹起するにすぎない。前示認定事情の下において前示認定の程度の昇給期間の延伸をしても現行公務員制度を破る違法の処置ということとはできない。

参 照

原告の主張

1 旧教育委員会法第六十一条によれば、教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経べき事件のうち教育事務に関するもの議案の原案を、地方公共団体の長に送付するものと定め、同法第六十三条の三によれば「第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同条の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする」と定め、同法が特に明文をもつて教育事務に関する議案の原案送付権を与えた所以のものは、地方公共団体の各種委員会中独り公選制とされていた教育委員会の使命すなわち不当な支配に服することなくその独立制を堅持して教育行政の運営につき直接団体に對し責任を負うものとされ

ているところから、議案を提案するに際しては、教育委員会の意見を特に強力に反映せしめ、これを特に尊重せしめんとするものである。それ故法第六十三条の三の規定は、全く独立した行政機関相互間の権限に関する規定であり、単なる自治体内部の意見調整若しくは諮問といった性質のものではない。右規定の手續を踐むことは教育事務に関する条例の制定その他議案の成立について固有必要の要件である。

被告の主張

旧教育委員会法第六十三条の三の規定は、教育行政の慎重を期するための行政上の方針を定めたもので、関係人の権利や利益の擁護のために公告、縦覧、公聴会の手続を定めた規定とはその趣旨を異にする。又同条に「常例とする」とあるは、天災地変その他不可抗力による場合又は教育委員会の著しい権限の濫用の場合に限つて異例として取扱ひ、その他の場合はすべて原案の送付がなければ、知事に提案権がないと解すべき理由はない。

二 次に地方公務員法第五条第二項の規定に違反していないか。

岩手県議会が本件臨時特例条例第二十号案について被告岩手県人事委員会の意見を聞かず、本件臨時特例条例第十九号案については意見を聞いたが、反対意見であつたにかかわらずこれを議決したことは被告らの認めるところである。しかしながら被告岩手県人事委員会は被告岩手県の一般職の職員及び県立高等学校教職員等の人事行政の運営に関する勧告及びその職員に関する条例の制定又は改廃につき岩手県議会及び被告知事に意見を申し出る権限を有するけれども、市町村立学校教職員の給与等についてはかかる権限を有しないから、岩手県議会が市町村立学校教職員の給与に関する条例の特例を定めた本件臨時特例条例第二十号案について被告人事委員会の意見を聞かなかつたのはもとより当然である。

次に第十九号案については被告人事委員会は意見を申し出る権限があり、また一方県議会は被告人事委員会の意見を聞かなければならないが（地方公務員法第五条、第七条）、この意見なるものは、勧告と同様可及的に尊重せらるべきも

のであるにとどまり、法的拘束性を有しないから、被告人事委員会が本件臨時特例条例第十九号の制定を好ましいものではないとして反対意見を申し出たとしても、県議会はこれに従うことなく議決したとしても差支えないのであり、もとより違法ではない。

この点の原告らの主張もまた失当である。

しからば本件各臨時特例条例第七条は何ら違法ではない。

よつて原告ら主張の本件臨時特例条例第十九号及び第二十号の違法であることを前提とする。被告岩手県に対する原告の右条例第十九号及び条例第二十号の公布処分中第七条に関する部分及び右条例中第七条の無効確認を求める請求はいずれもその理由がないからこれを棄却する。

参 照

原告の主張

地方公務員法第二十六条は、人事委員会をして職員給料表が適当であるか否かにつき、地方公共団体の議会及び長に同時に報告せしめ、給与を決定する諸条件の変化により、給料額を増減することが適当であると認めるときは、適当な勧告をすることができるものとし、同法第五条は、条例を判定し又は改廃しようとするときは、人事委員会の意見を聞かなければならないと定め、職員の勤務条件等についての保障機関たる役割を課し、その意見を尊重することを義務付けた規定であり、意見を聞かないことは法律上の義務違背である。

被告の主張

人事委員会は市町村立学校職員の給与等に関し意見を述べる何らの権限がないからこれを聞かなかつたのは当然である。けだし地方公務員法第五条第二項は、職員に適用される基準等につき地方公共団体が意思を決定しようとする際は、人事委員会の意見を参考にすべき旨を定めたにとどまりこれに拘束されるものではなく、人事委員会の意見に反して議決された条例も違法とはなし得ない。

以下省略する。





地方行政疑義問答集

資格のないものが加つた議決の効力

(昭三一、五、二一佐賀県議会議会事務局長宛)
行政課長 電信回答)

問 選挙犯罪による被選挙権喪失の判決をうけた議員が確定日から確定通知受領までの間に出席してなした議会の議決は有効なりや。

答 電照の件当然に無効とはならない。

繼續審議事件に関する臨時会の招集の可否

(昭和三一、七、二釧路市議会議会事務局長宛)
行政課長 電信回答)

問 定例会において繼續審議と決定した議案付議のため議員の請求によらず、市長が本案のみをもつて臨時会を招集することができるか。

答 電照の件、お見申込のとおり。



圖書室だより

新購入図書紹介

図 書 名	著 者 名
哲学概論	大森智地
日本世相百年史	北海日日新聞社
オリンピック	日本オリンピック後援会
新生アジアの全貌	北海タイムス
北海道教育関係職員録	北海道教職員組合
改正地方自治法詳解	降矢敬
世界美術全集 第二十九卷	下中弥三郎
大人名事典 第九卷	同
同 第十卷	同
世界歴史事典 第二十三卷	同
同 第二十四卷	同
同 第二十五卷	同
日本国政事典 第四卷	日本国政事典刊行会
同 第五卷	同
各官公庁その他よりの受贈図書	
レファレンス	調査立法参考局
条約集	外務省
世界の動き	同
施設月報 一七号	文部省
文部広報 一五六号	同
教育統計 四二二号	同
文部省 第八十一年報	同
学校衛生統計	同
初等教育資料 七六号	同
図書月報 八、九号	会計検査院

郵政統計月報 九月号	郵政省
図書目録 十号	同
大阪郵政統計月報 九月号	同
簡保情報 一三一、一三四号	同
飛躍 七五号	同
郵時報 九月号	同
厚生広報 一八号	厚生省
厚生 九号	同
厚生広報 一七、一九号	同
羊書速報 一、一三、一三二、一三三、一三四号	国会図書館
国立国会図書館公報 八号	同
米内政府刊行物目録 五一号	同
納本週報 三四、三八号	同
読書春秋 九号	同
農林図書資料月報	農林省
林野時報 八号	同
林業新知識 三五号	同
農業情報 四三、四四号	同
農林図書資料月報	同
水産時報 八、九月号	同
海上保安庁公報 三三九、三四〇号	海上保安庁
海上保安統計月報 八月号	同
資料月報 九二、九三、九四号	統計局
資料だより 五七、五八、五九号	通産省
百貨店販売統計月報 九月号	同
通産統計速報 八月号	同
皮革統計月報 八月号	同
窯業統計月報 八月号	同
石炭需給統計月報 九月号	同
コークス統計月報 九月号	同

石炭生産統計月報 九月号	同
日用品統計月報 八月号	同
鉄鋼統計月報 八、九月号	同
建材統計月報 八月号	同
ゴム統計月報 八月号	同
通産統計月報 八月号	同
機械統計月報 七号	同
織維統計月報 八月号	同
週刊労働 五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇号	労働省
毎日労働統計調査結果表 五一号	同
毎日労働統計調査結果表 六五号	同
業務研究 七九、八〇号	同
施設 九号	同
自治春秋 十一月号	同
旬刊広報 二、一、一〇、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇、一〇〇号	同
びぶろす 十一号	同
納本週報 三四、三八号	同
北海道警友 十一月号	北海道警本部
労働力調査報告 八月号	同
北海道統計 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇号	総務省
神奈川県議会月報 十号	神奈川県議会議事局
栃木県議会月報 九、十合併号	栃木県議会議事局
群馬県議会月報 十号	群馬県議会議事局
滋賀県議会月報 十一月号	滋賀県議会議事局
鳥取県議会月報 九、十合併号	鳥取県議会議事局
参議院要覽	参議院
道有林五十年誌	道林務部
琴似町史	札幌市長
三十年度決算	北大水産学部
労働組合	北海道労働部
きたぐにのみち	北海道

北海道議會時報綜合目次

(昭和31・1月～12月)

議会の動き

事	項	号
本 会 議		
昭和三十年第四回定例道議會		1
昭和三十一年第一回定例道議會		4
昭和三十一年第一回臨時道議會		7
昭和三十一年第二回定例道議會		9
昭和三十一年第三回定例道議會		11
昭和三十一年第二回臨時道議會		12
常任委員会	每号掲載	
常任委員会合同審査会		6
特別委員会		
予算特別委員会(第四回定例道議會)		1
同(第一回定例道議會)		4
同(第二回定例道議會)		9
同(第三回定例道議會)		11
同(第二回臨時道議會)		12
決算特別委員会		3
総合開発調査特別委員会		12
北海道税条例改正審査特別委員会		1
漁業法及び水産業協同組合法改正に関する調査特別委員会		9, 10, 11, 12
冷害凶作対策特別委員会		11, 12
請願、陳情		

事	項	号
請願一八八～二一四号、陳情三〇〇～三三一号、 請願二一五～二八六号、陳情三三三～四二一号、 請願二八七～三四一号、陳情四二二～五〇七号、 請願三四二～三六五号、陳情五〇八～五七〇号、 陳情五七一～五九二号		1 4 9 11 12
決議、意見書		
決議一～二号、意見書一～三号(第四回定例道議會)		1
決議一～五号、意見書一～七号(第一回定例道議會)		4
意見書一号(第一回臨時道議會)		7
決議一～三号、意見書一～三号(第二回定例道議會)		9
決議一～二号、意見書一～三号(第三回定例道議會)		11
御礼言上決議、意見書第一号(第二回臨時道議會)		12
雜		
北海道議會常任委員会及び特別委員会委員名簿		11
北海道議會会議席表(31・9・21現在)		11
國 会		
第二三臨時国会の展望		1
第二四国会の展望		6
財 政		
昭和三十一年度予算政府案決まる		1
附 昭和三十一年度財政投融資資金計画		2
昭和三十一年度地方財政計画		3
昭和三十一年度地方債計画		2
昭和三十年修訂地方財政計画		2

事	項	号
昭和三十年年度補正予算成立 昭和三十年年度特別交付税交付額 入場譲与税三月交付額 地方道路譲与税三月交付額 義務教育費国庫負担金一月交付額 義務教育費国庫負担金二月交付額 義務教育費国庫負担金三月交付額	地方行政	2 3 3 3 1 2 3
第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調 第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調 第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調 第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調 現行条例一覽表(31・2・20現在) 町村合併進捗状況調(31・9・30現在)	地方行政	1 4 9 11 2 10
総合開発 北海道開港推進決議案可決さる。	地方行政	1
農林 三十年産米推定実収高 八月十五日現在産米收穫予想 九月十五日現在産米收穫予想 十月十五日現在産米收穫予想	農林	1 9 10 11
選挙 参議院議員選挙結果調	選挙	7
全国都道府県議会議長会		8、9、10、11、12、15

事	項	号
九都道府県議会議長会 北海道東北六県議会議長会 全国都道府県議会議事務局長会 北海道東北六県議会議事務局長連絡協議会 九都道府県議会議事務協議会 東北七県北海道知事議長合同会議		2、5、9、12 10、7 10、3、12 11

雑録

事	項	号
地方行政義疑問答集 議会における発言取消 地方自治法第九十七条第二項の規定に関する解釈について 地方自治法第百三十三条の疑義について 閉会中の委員会における懲罰事犯について 請願書の取扱について 休職者の取扱について 予備費について 監査委員の除斥について 議長に事故ある場合の公文書の提出者について 地方自治法第二百七条の疑義について 地方自治法第七條第一項の申請及び第五項の議決の効力について 費用弁償条例に基づく調査研究費及び通信費の支給について 市長の解職投票に関する疑義 資格のないものが加つた議決の効力 継続審議事件に関する臨時会招集の可否		1 1 1 2 2 3 3 3 3 4 5 5 10 10 11 12 12

報道から拾う

「緊急逮捕」は合憲

景品の買戻しは風俗営業取締法違反

独禁法の緊急停止命令を喰った二億円副引抽籤付新聞販売

憲法第二十八条の団結権の性格と公労法の適憲性

北海道高校入学者選抜方法要綱の取消及び執行停止の司法審

査請求事件却下さる

新町長から当選確定と旧町村長不信任議決確認を求める訴の

法律上の利益

飲酒酌量中の犯行の処罪

新聞の誤報による名誉と故意過失の判定基準

「昇給ストップ条例」の効力についての判決

地方財政再建促進特別措置法適用希望の動向

図書室だより

1

1

1

3

4

6

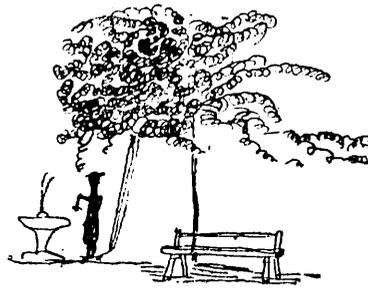
9

9

12

2

毎号掲載



昭和三十一年十二月二十日発行

北海道議會時報 (第八卷第十二号)

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

十一月のメモ

- 1 ○艦船沈没によりスエズ運河の通行停止。
- エジプト、英仏と国交断絶。
- 鳩山首相ら日ソ交渉全権団一行帰る。
- 第十一回国体閉祭、本道天皇杯四位、皇后杯三位。
- 国連緊急総会で、エジプトにおける戦闘即時停止、イスラエル軍の撤退と他国の干渉排除を要求した米決議案を可決。
- ハンガリー中立を宣言、ナジ首相国連に保障を要請。
- 冷対で支庁長会議開く。
- ハンガリーの情勢再び凶悪、ソ連戦車六百台侵入。
- 英仏国連決議を拒否、軍事行動続行を声明。
- 札幌地区青年模範国会開かる。
- ソ連軍ブクベスト占領。
- 安保理事会で「ソ連介入やめよ」と米決議案提出。
- ハンガリーガダル第一書記ら新政権樹立を宣言。ナジ首相ら逮捕さる。
- 東京六大学野球終る。大優勝。
- 国連緊急総会で、ソ連に対しハンガリーへの武力攻撃を止め軍隊を撤退すること等を要求した米決議案を可決。
- 国連緊急総会で五大国を除く国連警察軍設置決る。
- 米の最終収穫予想高発表、六千九百八十万石（十月十五日現在）北海道は百五十九万石で昨年より二百六万石減。
- 英仏側停戦に同意。
- 米大統領選でアイゼンハワー再選。
- エジプト領内停戦。（英政府放送）
- 「ソ連チームと同盟出来ぬ」とスヘイン、オランダなど五輪不参加。
- 米上院の新分野決る、民主四十九、共和四十七。
- 道文化賞受賞者決る。（文化賞戸津高知、奨励賞遠藤満男、大洋クラブ）
- 道教育功労者決る。藤田節也（札幌西高校長）、山本五七郎（池田高PTA会長）、大江真平（瀬棚中校長）、佐藤文麿（増毛町舎熊小校長）、大沼保徳（大沼亀田小校長）
- 南極観測船「宗谷」出発。
- 中東情勢の緊迫化にかんがみ米太平洋艦隊に出動命令。
- 豊浦町で新造機船転覆の惨事、子供五名行方不明。
- 中東問題で武力介入実現を留意とソ連公式声明を発表。
- エジプト支持のため中共で義勇兵の登録を開始。
- 国連通商総会開く。
- 12
- 11
- 10
- 9
- 8
- 7
- 6
- 5
- 4
- 3
- 2
- 1
- 13 ○第二十五回臨時国会招集さる、松野参議院議長辞表提出。
- 道議会議員田呂善作氏死去。
- 右翼団体ソ連代表部に乱入。
- 参議員本会議副議長職権で開く、議長に松野鶴平氏再選、副議長に寺尾豊氏再選。
- 小樽潮陵高校焼く。
- エジプト、ソ連に義勇軍の即時派遣を要請。
- 第二回臨時道議会開く。
- 全道降雪に見舞わる、初のラッセル車出動。
- 第二回臨時道議会閉会。
- 協同クラブ役員改選、会長二瓶栄善氏、副会長黒松六夫氏、幹事長天谷平信氏、政調会長高橋石松氏、
- 札幌十二年ぶりに全道。
- ソ連、ポーランド両国共同コミニケの調印式行わる、平等を基礎に同盟強化。
- ハンガリー、ザゲル政府等ソ連軍二十個師が進軍しつつあると声明。
- セラレンエ、エチオピア皇帝来日（十一月二十八日離日）
- 洞爺丸補償問題二年ぶり解決。
- 国連総会、ハンガリー人のソ連強制移送中止等二決議案を可決。
- 中国漁業協会代表来日。
- 国連警察軍発給隊ポルトサイドへ進駐。
- 日米原子力細目協定閣議決定。
- 第十六回オリンピック大会開幕（メルボルン）
- I O C総会で一九五八年のI O C総会を東京で開催することに決定。
- ビルマ工業使節来日。
- カイトソ一英仏軍司令官エジプトより撤退を命令。
- 英軍エジプトより撤退開始。
- ルアンタビン、タイ経済次官来日。
- イラク国会議員来日。
- スト即制法存続議決案衆議院を通過。
- 日ソ共同宣言衆院全会一致で承認。
- 日比賠償初年度計画に調印、総額二千五百万ドル。
- 日銀総裁に出際正道氏発令。
- 北敦組定期大会開かる。（札幌）
- 岩内地方猛吹雪で漁船の遭難続出、死者一、行方不明十二。
- 道立高校入学者選抜要綱決る。
- 30
- 27
- 26
- 25
- 24
- 23
- 22
- 21
- 20
- 19
- 18
- 17
- 16
- 15